

四級四号で一人扶養家族があつた場合のところを見ますと、二二・二、それから五級五号が一・五、六級六号が一・八・二、それから七級七号が一・八・五、八級八号が一・八・二、九級九号が一・九・八、十級十号で一・二・七、十一級十一号で一・三・九、それから十二級十二号で一・五・五、十三級十三号で一・七・三、十四級十四号で一・四・四、十五級十五号で一・三・五、こういうふうになつておりまして、先ほど申し上げました物価改訂及び一般物価の上昇率が、生計費に及ぼす率と比べてごらんになつていただきますと、いずれも給手の手取りの増加率の方が多くなつております。この差額だけは、実質賃金が上昇したということに、一応計算がなるのでございます。

○田中(重)委員 たいまお話のありました超勤手当、年末手当につきましては、午後御質問いたしたいと思ひます。さらにたいま承りましたような資料を用意していただきたいと思ひます。

○田中委員長 それでは政府の方から、今田中委員の御質問のあつた減税の級別影響一覽と申しますか、それを詳しく、今お述べになつたものも、漏れておるものも一覽表にして出してください。それからたいま御質問の要領のうちで答へない部分、本俸、勤務地手当、扶養家族手当、それから特殊勤務手当はわかりましたが、それ以外の超過勤務手当、石炭手当にどう響いておるかという点も調べの上、一覽表に加えてください。要は給与各項目別に幾らアップされるか、現行は幾らで、改正は幾らで、アップは幾らか。アップの実体がわかればいい。と同時にアップ

それ自体ではないが、減税の級別一覽が明らかになりますと、減税による手当はかわりませんと、結局明瞭になります。推定しかわからないものは推定ということと、とにかく入項目全部について出していただくと同時に、減税の級別一覽表を資料として出してください。それをお願いいたします。それでは田中さんは午後の方でよろしゅうございませう。次に松澤君。

○松澤委員 いろいろお尋ねしたいことがありますが、第一に今回の千五百円ベース・アップと言われます給手改訂の法律案でございまして、給手平均と申しますものはいつ幾らであつて、その上に千五百円をベース・アップするといふ、その基本的な金額及びその算定の方法についてお伺ひいたしませう。

○菅野政府委員 たいまの御質問にお答え申し上げます。本俸から申し上げますと、今年の四月一日現在におきましては、六千四百九十六円という数字になつております。この数字から推定いたしますと、十月一日において六千六百五十九円という数字になります。扶養手当は八百七十六円、勤務地手当は七百九十四円という数字になります。それが十月一日を推定しますと、八百九十四円という数字になります。これを小計いたしますと、四月一日現在におきまして八千六百六十六円、十月一日現在で八千三百四十九円という数字になります。これに對しまして特殊勤務手当が二百二十円つきましますから、結局これを合計いたしますと八千三百八十六円、十月一日現在で八千五百六十九円、こういう数字になります。これがこの法律が施行されま

して、改訂後どうなるかと申しますと、本俸は七千九百四十四円、それから扶養手当はかわりませんで、八百七十六円でございます。勤務地手当は千六百二十二円という数字になります。これを小計いたしますと九千八百四十二円になります。それに特殊勤務手当の二百二十円がつきますので、これを合計いたしますと一万六千六百六十四円という数字になります。結局千四百九十三円、概算いたしまして約千五百円のベース・アップ、こういうことになるわけでありまして、その増加率は平均して一七・四二%ということになります。

○松澤委員 たいま承りましたので、大体内容はわかりましたが、この計算の根拠というものは、一定の時期における人員と給手総額との関係で計算された、そういう方法によつたものでありますか。

○菅野政府委員 これは大蔵省におきまして、この給手の実績調査から、計算したものでございます。実際に給手を支給したものの現実の数字を集計して得た数字でございます。

○松澤委員 滝本給手局長にお伺ひいたします。大体たいま菅野副長官からお話のありましたこの数字は、人事院で計算いたしましたもので、こういう数字が出るものでございませうか。

○滝本政府委員 たいま菅野副長官からお話のございました数字は、大蔵省が計算された数字でございます。人事院でも同様の計算をいたしておりますが、時期等につきまして、必ずしも同じ時期をとつておりませんために、人事院がやりました本年一月一日以後の級別平均の上昇率等を勘案いたしまして、本年の八月一日現在で推定して

おります数字によりまして、本俸が六千五百九十六円、扶養手当が八百八十四円、勤務地手当が七百九十六円、特殊勤務手当が二百五十四円、これは本年度予算の数字を使つたものであります。そういうふうな計算してみますと、八千四百七十七円、こういう数字になつております。これは八月一日の推定でございます。

○松澤委員 八月一日の推定でそうなつていふお話であります。これは十月一日切りかえとして計算されたものでございませうか。

○滝本政府委員 人事院の勧告並びに法律案の意見の申出によりまして、八月一日に改訂していただくのが、至当であらうというふうな考えをしまして、もつぱら八月一日の数字を計算いたしておりますが、もし御必要ならば時間をちようだいいたして計算いたしたいと思ひます。

○松澤委員 それでは、人事院の計算によりまして十月一日の平均賃金給手の数字をひとつお示し願ひたいと思ひます。この問題は、昨年十二月にもいろいろ議論があつたところでありまして、一定の切りかえ時における平均給手というものを計算して、その上に昨年十二月は千円のベース・アップといわれておりましたし、また本年では千五百円のベース・アップというふうにい

われていふのであります。この点について法律案によりまして、人事院の勧告を原則的に尊重したということが規定されていふのであります。これはその計算の仕方というものが、人事院の場合におきましては、成年独身男子が一定のカロリーをとるために必要である金額ということから計算いたし

まして、勧告の一萬一千二百六十三円という数字が出て来たように考えられるのであります。政府は、いつも一定の時期における平均給手というものをとつて、その上に千円なりあるいは千五百円なりというものをベース・アップをする。こういうやり方を次々にやつておきますと、現実の場合やむを得ないことであるかもしれませんが、しかし給手体系の面からいいますと、だんだんくずれて来る心配があるのではないかと、手取りがふえればそれでいいということも言えないことはございませうけれども、しかしこういう積み上げた形におけるベース・アップという形は、やはりその根拠となつております数字がはたして十分に信頼できるかどうかという疑問がございまして、この官房副長官にお伺ひいたしたいことは、人事院の勧告と今度政府がやられましたベース・アップというものと食い違ひを生ずるおそれはないか、あるいは給手体系の根本からいつて、こういうふうなベース・アップをするというものが、われわれとしては非常に危険が多いのではないかと思ひますが、この点について、副長官のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○菅野政府委員 お答え申し上げます。ただいま十月一日現在の本俸、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、この四つのものの実績、あるいは推定を申し上げまして、それに千五百円のベース・アップをしたと申し上げましたが、昨日もいろいろ御答弁申し上げたように、俸給表の作成の仕方は、またたく人事院の勧告の通りでございまして、たとえば、二級三号に標準生計費を持つて来るということにつきまし

は、他にもまたこの特別俸給表の適用を受けるものを予想しておいでになりますか、その点お伺いをいたしたい。

○雪野政府委員 企業官庁の職員の級

別俸給表を、人事院の勧告通り今回の法律案には盛つてあるのでございますが、これをどの程度適用するかということにつきましては、いろいろの見解があると思うのでございます。この特別俸給表は、内容をごらんになればわかります通り、特別な俸給の額をつくつておるのではないのでありまして、各級ごとの俸給の幅を広げまして、現在いろいろ問題になっておりますところの企業官庁の職員の特殊性から来るところの頭打ちの状況を救済しようというものが、一つの目的でございます。従いましてこれは最もその頭打ちの現象の多いところの企業官庁に適用するのが妥当であらう、こういうふうに考えられるのであります。政府の方でいろいろ計算いたしましたも、今回の法律案に盛つてあります企業官庁が、最もその現象が多いということもはつきりいたしまするし、また勧告の

後に出されました人事院の意見もまたたくそれと同一でございますので、それに従いまして適用の範囲をきめたような次第であります。

○松澤委員 前から教育職員につきましては、特別俸給表をつくつてもらいたいという意見もあつたのであります。現在もあるのでありますが、企業官庁という名前には、ちよつと適当でないかも知りませんが、特別俸給表の必要の点につきましては、十分御理解が願えると思つております。この

点について、政府はこの特別俸給表をおつくりになるときに、教育職員の特例俸給表というものを考へにならなかつたかどうか、菅野副長官にお伺いいたします。

○菅野政府委員 教育職員の特別俸給表につきましては、先般国会の方でも、そういう御意思の発表がありましたし、人事院の方におきまして、今御研究になつておられるように聞いております。また給与準則というようにも、

も、どんなに進められておりますように聞いておりますので、政府の方としては、人事院の成案を、勧告なりあるいは意見なりによつて拝見してから態度をきめたい、かように考えております。

○松澤委員 それでは人事院總裁にお伺いしたいのですが、いろ／＼給与準則が問題となつてゐるようでありますが、教育公務員に對しましては、特別の給与準則をおつくりになる用意があるようにも承つておりますが、すでに文部省あるいは教職員の間に意見の一致を見ているかどうか、どの程度までそれが進捗しているか、一度御見解を発表していただきたいと思ひます。

○浅井政府委員 教育公務員につきましては、人事院といたしましては、長い間かかつて研究を進めておりますが、まだ結論には達しておらないのであります。しかしこれは遠からず給与準則までには、どうしても解決をいたして提出したいと思つております。但しそのときはやはり特別俸給表という概念はございませんで、つまり一般俸給表、特別俸給表の考へ方はないのでございしますから、教員に固有

な俸給表、こういうものを提出したいと思つております。

○松澤委員 重ねてお伺いしたいのですが、教職員のために別個と申しますか、あるいは単独の給与準則をおつくりになるといふお話はわかりました。そこでこれらの給与準則は、いつごろ国会に御提出になる予定であるか、それ／＼の給与準則が一緒に同時に出されるのか、あるいは解決が早くついたものから、順次にお出しになりますか、その点お伺いしたいと思ひます。

○浅井政府委員 給与準則と申しますのは、単一の法律だと考へております。そこでただいま仰せの教員の給与準則云々のお話は、その給与準則のうち別表のようなもの一つ、こういうことになるのかと思つております。人事院といたしましては、もしできるならば通常国会を目途として出したいと考へておる次第でございします。が、この辺はまだ決定いたしておりません。

○松澤委員 通常国会を目途として研究中である。そういたしますと、実施期は大体来年の四月一日からと了解してよろしゅうございしますか。

○浅井政府委員 人事院に関する限りさういふも考へておりますが、法案の提出はまた予算との関係もあり、十分内閣とも相談いたさなければならぬかと思つております。

○松澤委員 そういたしますと、まだ四月一日から実施になるという確信は、お持ちにならないといふことではございしますか。

○浅井政府委員 四月一日からと、ここではつきり申し上げられるような段階にはなつておりません。

○松澤委員 いろ／＼給与準則の中におきまして、別表をつくる場合の問題となつてゐる職員の特殊性という点については、議論があるものでありますが、特に私は教育職員の特別俸給表というものは、六・三・一のときから問題になつていたのであります。その後今回の企業官庁職員の特別俸給表ができた、いろ／＼いたしまして、一番問題となつております教育職員のもの、いわゆる給与法の中

で、はつきり明示されてゐるにもかかわらず、今日までその実現を見なかつたといふことは、非常に遺憾に思つております。いろ／＼その内容について御検討があつたことは存じますけれども、給与準則が来年の四月から実施できないといふことになれば、人事院としては、その間でも少くとも教育職員に對しましては、何らかの方法をもつてこれらの人々の特殊な勤務に對して、十分の報いるところがなければならぬ。こう考へてゐるのであります

が、給与準則以外には教育職員の勤務の特殊性を十分に考へる、あるいは俸給の調整額であるとか、あるいはまた特別俸給表であるとかいふことは、お考へにならないおつもりでございしますか。この点をお伺いいたします。

○浅井政府委員 さいせんお尋ねになりましたこの企業官庁の特別俸給表でございしますが、これとても実はほんたうに給与準則の中で解決すべきものだと考へていたのでございします。しかしながらだん／＼と要望もございしまするので、これを切り離しまして、現行給与法の附則といたした次第でございしますので、同様にもしも給与準則の突

施が遅れるようになりますれば、教員の俸給表すなわち現行制度上の特別俸給表といふものも考へたいと思ひます。か

ように考へております。

○松澤委員 そこで企業官庁職員級別俸給表の問題であります。この中に郵政、電通関係の職員が入つてゐるわけでありまして、これは前からいろいろ要望のありましたことを、この中に

入れていただきまして、あるいは進階、印刷、営林、通産商業等の現場職員などに對しまして、いわゆる頭打ちの是正といふことが考へられました。これは、たいへんけつこうなことだと思ひます。特に郵便局あるいは電氣通信時代の非常に着しくつたのであります。今度は十四号まで延ばして、他の一般の俸給表よりは頭打ちの是正ができてゐるようによつて考へられますが、この五号、六号に書かれてあります地方貯金局、地方簡易保険局、郵便局に勤務する職員の内容であります。この中にあつてゐるこの俸給表の適用を受けるものと受けないものとが出て来るのではないかと考へるのではありませんが、この俸給表の適用を受けるのであるか、あるいは全部その適用を受けるのであるか。このへんにつきまして御見解を伺ひたい。

○浅井政府委員 企業官庁職員級別俸給表の適用範囲につきましては、改正の第五項のところに書いてございしますように、守衛とか、給仕、小使、雜役その他人事院規則で指定する者を除くといふことになつております。これに該当する以外の職員に對しては、全員この俸給表の適用がある。つまりこれらの職員を除きましたその他の者は、

いわゆる現業の第一線職員といたしまして、一団となつてその能率向上のために働かなければならない最も主要なメンバーでございします。その部分に限つて適用して行くことになつております。

○松澤委員 人事院規則で指定する者を除くといふことは、どういふところを除くおつもりでございしますか、給与局長にお伺いいたします。

○浅井政府委員 大蔵省の給与課長からお話がございましたように、そこに掲げております「守衛、給仕、小使及び雜役に従事する者」、そういう者と、それに準ずるような者、いわゆる企業官庁におきまして本體となつて働いておられないような、各省に共通しておるような職員がもしあるといたしますならば、そういうものは除く、たとえて申しますとタイピストといううなもの、各省共通の庶務の職員にならうと思ふ。こういう各省に共通なものは除く、こういうことではあります。

○松澤委員 もう一つお伺いしたいことは、これだたいへん頭打ちが是正されたり、あるいは初任給が一般俸給表よりも上つておるようによつて拝見するのであります。本省との人事交流の点などにつきましては、別段さしつかへございせんか。

○浅井政府委員 こういう現業職員につきましては、大体が同一職務に長く従事して、ほかとの人事交流があまりないわけでもございまして、生涯をそうした特別な現業業務に従事しなければならぬといふものを、主たる対象にいたしてあります。人事交流上大きな支障はないと考へております。

○松澤委員 地方貯金局長であるとか、あるいは地方電気通信局長、建設部長であるとかいうような人たちが、この俸給表の適用を受け、かつまた本省関係と人事の交流が予想されるのであります。そういつた点は心配ございせんか。

○岸本政府委員 企業官庁職員級別俸給表は、一般で申しますならば十級以下の職員に適用いたしまして、課長、部長、局長というような高級職員には適用がございせんので、そうした支障はほとんど生じないだろうと思ひます。

○松澤委員 わかりました。その次は休職者の給与でありますが、二十三条に出ておるのではありませんが、この点も今回の給与法の改正にあたりまして、内閣に休職給というものが認められたというところはけっこうなことでありまして、結核患者の場合におきまして、この委員会でも問題になりました、あるいは他の委員会などにおいて問題になりましたことは、満二年というのでは少し短かいことはいないか、三年まで結核患者の場合には休養期間が必要ではないかというふうな話が出たおつたと思ひます。どういふ根拠によるものでありますか、お伺ひいたします。

○雪野政府委員 結核患者は、現在におきまして、教育公務員特例法によりまして、二年が原則になつておりました。その後の一年以内に休養して、予算の範囲内において引續いて休養することができるといふことになつておりますが、原則といたしましては、二年となつておるような次第でございませう。実際の様子を見ましても、ほとん

ど八〇%以上が二年間に治癒いたしております。三年を要するといふのは、よほどの重症あるいは慢性のものでありまして、大致的に見まして、二年間の休養を経れば、大部分のものは回復するといふふうな統計になつております。これを教育公務員法と同様にするかどうかといふことにつきましては、いろいろ考えたのでございまして、教育公務員の特例法にきめてあります結核患者の職員の休職制度というものは、特殊な事情がありまして、時期的にも早く、また給額その他につきましても相当優遇してゐるのでございまして、これを一般の公務員にも及ぼしますことは、現在のわが国の社会保障制度の全般から見ましても、いかがかと考えます。また出勤に伴うそれだけの出費もかからないというふうな点も考へまして、今回の案のようにきめた次第であります。

○松澤委員 教育公務員の特例法の場合におきまして、三年の間有給で療養できるようにしたいというふうな私たちは考へておつたのであります。いろいろ国会内部の事情によりまして、予算の範囲内で、さらにこれを延期することができるといふような形になつた、私は記憶しております。人事院の勧告によりますと、たとい二年を越えても、三年までは、予算の範囲内、各庁の長が必要と認めた場合には、給与の金額または一部を支給することができるといふふうな意見の提出があつたのであります。今回政府の御提案になりましたこの給与法の改正法律案によりますと、これを二年で打ち切られてしまつておるのであります。この点につきましては、私は人

事院の意見書にあるように、たとい二年を経過いたしましたとしても、各庁の長が必要と認め、かつまた予算がある場合ににおいては、その休職の期間を延ばす方が、適當であるといふふうに考へるのではありませんが、これはどういふ理由で延ばす必要がないとお考えになつて延ばさなかつたのか。あるいは予算の関係からかういふことになつたのか。實際はもう一年くらい療養する必要があるのだから、予算がないから延ばさなかつたのだといふことではないかと思ひます。

○雪野政府委員 ただいま申し上げました通り、教育公務員は、二年たちまして出て参りましたが、実は児童等に罹病の危険がございまして、實際は全部なつて出て来てもらいたいといふような希望もありまして、あつたふりになつておりますが、国家公務員一般に三年といふことをきめることは、そういう特殊な事情にある教育公務員と別なものでありますから、二年で十分である。また統計等から見ましても、先ほど申し上げました通り、大部分のものが二年でもつて治癒しておりますので、これをさらに一年延ばすといふことはいかがかと考へまして、二年といたしました次第であります。

○松澤委員 それでは、この意見書をお出しになりました浅井人事院総裁にお伺ひしたいのであります。ただいま雪野副官長が御答弁になりました通りであります。人事院としては、先ほど私が申しましたように、必要があると思つた場合においては、予算の範囲内で云々という規定があるものであります。この点につきまして総裁

はどのようにお考えになつておりますか。

○浅井政府委員 これはちよつともの考え方、相違があつたと思ひますが、人事院といたしましては、主として教育公務員と同じような取扱ひといふ立場に立つて、考へた次第でございまして。

○松澤委員 これ以上は、結局私の希望を申し上げただけでありますけれども、やはり一方におきましては、教育公務員がそういう恩恵を受けている以上、接する児童の關係もあらんがります。有給で休職となつて治療できるといふことは、非常に公務員としてはありがたいことではあります。しかし二年という期間に限定がございまして、十分に療養ができないで、十分に治癒しておらないのに、そのまま出て来るということは、周囲に対する危険もありまして、やはり教育公務員並に、予算の範囲内において、所屬の長が必要と認めた場合においては、これを延期するようにしていただきたい。今回はこのようにしていただきました。今度はもういふことでもありませんけれども、今後政府としても、この点については徹底していただきたい、こう思ひます。

この問題につきましても、一つ、四項の、刑事問題で休職になつておる場合に、百分の六十以内を支給することができるといふ規定があります。たとい懲戒等によつて免官になつた場合との均衡がとれていないのではないかといふふうに考へるのであります。刑事上の問題となつたときには、その期間中は百分の六十支給できる。しかし他の理由でもつて免官になつた者は、そのまま給与を受けること

ができないということになつておるのですが、この両者の不均衡といふことは起らないでしようか。副官長にお伺ひしたい。

○雪野政府委員 御承知の通り、憲法におきましては、刑事事件に關しまして起訴されましたも、有罪の決定があるまでは無罪でございまして、これを犯罪人として取扱ふといふようなことは、全然できないのでございまして、それに対しましては有給休職の制度を設けたいといふのが、今回の提案でございまして。この六〇%にいたしましては、大体エンゲル係数をカバーできる程度の給与は、やらなければならぬといふところでもつて、六〇%にいたしております。しかしまたこれが無罪と決定しますれば、刑事補償を受ける権利もございまして、そういう点も考慮いたしましてきめたのでございまして。お尋ねの懲戒免官とか、その他の行政上の処分を受けた者との振合といふことにつきましては、これと直接關係はないのでございまして、そのした行為が、行政上に見ましても疑う余地がない公務員法違反であるとあるか、あるいは紀律に違反したといふ行為がありまして、このことによりまして、ここからいふ刑事事件のために起訴された場合とは、必ずしも一致しないと思ひます。ここにいうのは、有罪か無罪かわからないが、とにかく起訴されたといふものであります。有罪の決定があるまでは、無罪として取扱ふなければならぬ人に対してでございまして、懲戒免官等は、それぞつたばな疑うべからざる理由がありまして、それ、その処分を受けるのでありますから、別に不均衡はな

いというふうに考えております。

○松澤委員 浅井総裁にお尋ねいたしたいのですが、国家公務員法の八十九条に、職員は、免職し、降格し、降任し、休職し、免職し、ということがあるのでありまして、その後審査請求がありまして調査があつたりいたしております。こういう期間中は休職給は支給できるものであります。

○浅井政府委員 それはできないものと考えております。但し、さいせん松澤さんから不均衡云々のお話がございますが、もしも意に反して不利益処分として免官をされまして、その者が人事院へ訴えて参ります。人事院でその免官を取消しました場合は、人事院はただちに指令をもちまして、権利を回復するように、つまり免職から判定までの間の給手を支払うように指令を出すことになつておりますから、不均衡ということにはなるまいかと存じております。

○松澤委員 その場合に、調査の結果、白ということになれば、その期間の給手は支給する。しかしいわゆる休職給の支給はない、こういうこととございませう。

○浅井政府委員 その通りでございます。

○松澤委員 大体休職給の問題につきましては、以上であります。

○田中委員長 松澤君、ちよつと恐れ入りますが、地財委の關係の質問が残つておるので、この方を先にやりましよう。――藤枝君。

○藤枝委員 今回の国家公務員の給手の改訂に関連する地方公務員の給手の問題であります。この点につきましては、いろいろまた他の委員からお話

があろうと思ひますので、詳しいことは申しませんが、先般閣議の決定にかよりまして、地方公務員の給手が国家公務員よりも上まわつておる。従つて今回の給手改訂にあたりまして、特に平衡交付金の配分の基準をいたしまして、国家公務員並にまで一応引下げると仮定して、それと、今回の改訂との差額を、一応平衡交付金の配分の基準にいたしたいというふうな政府の意思が決定されたように伺つておるのであります。この点は昨日菅野副長官からも、地方公務員の給手は、もちろん国家公務員に準ずるのでありますけれども、地方の財政その他によりまして、適当にきめてもらふのであつて、政府からかく／＼あるべしというふうな問題ではないという御答弁があつたのであります。地方財政委員会の方をいたしまして、今回の国家公務員の給手の改訂に関連いたしまして、地方公務員の俸給が、現在国家公務員よりも上まわつてゐるというふうな議論の問題につきまして、どのようにお考えになつておられますか、一応伺ひたいと思ひます。

○武岡政府委員 地方公務員の給手の実態に關しましては、地方財政委員会といたしまして、毎年度の地方の財政需要の測定に關連しまして、いろいろ検討いたして参つておられますが、何分全国一万余の団体のことでございまして、これが絶対に正確であると思はれるような結論にまでは、必ずしも到達してゐないと思ひますので、必ずしも、もちろん、地財委としての一定の見解は持つておられますが、それによりまして、従来財政需要の測定もいたして参つておるのであります。今年度

の財政需要の測定に關しましては、さきに大蔵省におきまして、比較的最近に地方の給手の実態を調査した結論であるという数字が示されておられますので、一応これを一番最近のものとして、地方にはこれ／＼の財源があるというところで、財源計算の資料としては、この最近に調査された数字によつて計算をした、こういうことになつております。従ひまして、ただ現実には地方の公務員の給手のあるべき姿というものは、先ほどお話しもございましたように、やはり国家公務員に準すべきであらうという考え方にございまして、これはかわりはないのでございしますが、現実には各地方団体の公務員の給手を、国家公務員の基準に照しまして、あるべき姿に直した場合には、一財源がどのくらい不足するか、あるいは余裕が出るかというふうなことにございまして、今回の給手の切りかえを機会といたしまして、各団体において現実に給手の切りかえをやつて、その結果にかながみまして、十分見当をつけた上で、さらに精密な財源計算をするようにいたしたい。従ひまして、今回とりあえず各地方団体において行われます給手改訂につきましては、それ／＼の実態、実情に即しまして、基準として、國の公務員のあるべき給手額というものに準ずる切りかえをやつておるわけでありまして、その実態を見ました上で、さらに地財委といたしましては、全体的な地方財源のあるべき数字につきましては、十分検討したい、こういう考え方を持つておるわけであり

○藤枝委員 端的に申しますと、結局

地方公共団体の財政需要の算定基準としては、一応国家公務員の給手基準というものを考える。しかし現実には地方がどういふ給手をやるかということ、これはやはり地方の問題であるといふふうにお考えであると、了承してよろしくございませうか。

○武岡政府委員 さうでございます。

○藤枝委員 次に、これはその給手基準と関連する問題であります。今五月の十七日に、人事院が勤務地手当の地域区分の勧告をされております。そうして今回の政府の給手法改正に關する原案にも、それをそのまま受入れておるのであります。従来地方財政委員会として、この地域給がつくか、つかないかというところは、地方の財政需要の一つの算定基準に、そのまゝお使いになつておられますかどうか、その点をお聞きしたいのであります。すなわち国家公務員の地域給がつくところは、すべて地域給がそのまゝつくものとして、財政需要を御算定になつておるのかどうかということをお伺ひたい。

○武岡政府委員 府県の財政需要の測定につきましては、その通りでございます。各市町村の測定につきましても、大体それに準じて差をつけるように考へております。

○藤枝委員 そこに実は問題があるものであります。きのう浅井人事院総裁の御答弁にも、勤務地手当の地域給分というものは、どこまでも国家公務員中心に考へたものである。あるいは五月十七日と今回の人事院の意見書並びに政府の原案にもあるものであります。従来官署指定であつたところを、五月

十七日には地域の指定にして、字別の地域指定をやる。そしてまた今回は再びそれを官署指定にもどした。この問題などは地方公務員との關係を考へて、そうしたのだというのを答弁されておるのであります。地域給について従来いろいろ問題の起つておりますのは、国家公務員自体の問題よりも、むしろ地方公務員に対する影響の方が非常に大きく響いてゐるのじやないかと思ひます。

そこで地方財政委員会の御意見として伺いたのであります。国家公務員に對する地域の区分が、いろいろ改訂された場合に、今後ともそれをそのまま受入れるかどうか、その点についての御意見を伺ひたいのであります。

○武岡政府委員 地域給の問題につきましては、御指摘のように地方によりまして、いろいろ意見のあることは、私もよく承知いたしております。財政需要、また従ひまして平衡交付金の算定の基礎といたしましては、原則的な考え方としては、やはり今のような考え方で行きたいと思つております。ただ実際にいろいろ出て参ります数字の地域差の点とその他につきましても、關係御当局の方でも十分御研究になりましようし、できるだけ合理的な数字によつて、算定されたものを使つて行くようにしたいと考へております。

○藤枝委員 これからはむしろ私の意見になるかもしれませんが、この財政需要の算定の基礎として、地域給について大体どれくらい財政需要があるかというところの大々くをお考えになるときに、一応国家公務員の地域給につ

きましては、以上であります。

すが、一つのサンプルとして考えられるのは、教育職員の場合であります。が、国家公務員としての教育職員と申しますのは、主として大学の先生であるが、附属学校の教員というものを考えましても、いずれもこれは正規の学校を卒業しておる職員なのであります。しかるに地方の教職員になりますと、ひどいところになると、半致は資格を持つていないというようなところもあるようなふうで、今のような点が、国家公務員における場合の基準とあわせて考慮せられた場合に、どういうふうになつて現われるか、ひとつお示しを願いたい。

○岸本政府委員　ただいま御指摘になりました教員の問題であります。が、教員については確かに国家公務員である教員は、大部分が大学教員でございます。しかしながら小学校教員もござります。小学校教員に対する初任給、昇給の基準というものは、人事院でお定めになつておるその基準を使いまして地方公務員の場合も、やはり算定したわけでございます。

○平川委員　同じ資格の者だつたら、それは比較ができると思うのでありますが、そうでない、国家公務員にはない資格、経歴を持つております者が大分あると思うのです。ずれがあると思うのでありますが、その場合にはどういうふうにそれをごらんになつておりますか。

○岸本政府委員　地方公務員の給与の実態調査で提出いただきました教員は、大多数が師範学校出の教員でございます。現実には地方の教員としては師範学校出が非常に多いのでござります。この師範学校出の教員の初任給と

昇給の基準はどうかということも、これまた人事院規則で定まつております。明確でございませう。

○平川委員 結局これは七万について調査をなさつて、大体の傾向を見つけたらにすぎないのであつて、個人個人にあつては、あるいはもらひ過ぎもあるし、あるいはもらひ足りない者もあると考へてよろしうございませうか。

○岸本政府委員 これは七万の職員、地方公務員全体の百二十万に對しますと、わずか七万であります。個人個人についてそれがいい悪いという結論はございませぬ。いわんや泉市町村ごとには幾ら高いという数字が一応出ておりますが、これは提出になりました資料に關する限り、そうだとしたことではございまして、大蔵省といたしましては、七万人全体をすべくくりまして四百六十五万という数字に確信を置いておるわけでございます。

○平川委員 私昨年の夏に京阪神地方の国家公務員並びに府県市町村職員の給手について調べてみたのであります。これは大体の傾向としまして、やはりあの地方へ行つてみると、国家公務員が一番低くて、神戸市であるとか、大阪市であるとかいうのが、県の兵庫あるいは大阪府の職員より給手が低いといふことが、大體常識的に言われておるのであります。ところが一般の町村なんかの段階に入りますと、かえつてそうではないのであります。私は一概に言つておられる結論といふものが、大阪、名古屋、横浜、京都といふようなところにおいては言えるかもしれないが、他の部面では言えないのではないかと思ふのですが、そこらについてこの資料はどういうことを示

しておりますでしょうか。

○岸本政府委員 調査対象としたした町村は、大體一県につきまして町役場一つ、村役場一つというところで調べたわけでございます。ところがその町村の中にも、大體私ども普通ブロッツク圖と申しておりますが、大きいブロッツク、官庁のあるところ、そういう町村は除きまして、それ以外の小さい圖の町村だけを集計いたしました結果出て来ましたが、町については二百四十六万、村については百七十万高いという数字でございます。

○平川委員 それでは地財委の財務部長さんにお伺ひいたしました、今のようにならうとして大體考へられるのであつて、個人々々としては相当差があるという場合に、この配分をどういうふうな技術でおやりになりますか、お聞きしたいのであります。

○武岡政府委員 平衡交付金の配分の基礎となりまして基準財政需要額の側面につきましては、やはり一つのきまつた単位費用を定め、それからそれに對する数値を測定いたしまして計算するのでございしますから、御指摘のようにならうとすれば、ある者はその者の本来もらうべき給手よりも多いものをもらつておる者もありましようし、あるいはまた非常に不利なと申しますか、少い給手しか受けておらない者も、これはあるのが事実だと思ひます。ただししかながら現実の問題といたしましては、それ一人々々を測定いたしまして、結局この村あるいはこの町は幾らの給手財源があるといふことを測定すること、は、事実上不可能でございますので、平衡交付金配分の基礎となり

まする財政需要額の測定は、一応今回行ひましたこの財源計算の基礎となつております給手、これをもとにいたしまして、それから単位費用を算定し、それによつて配分する以外にはないのでないか、かように考へております。

○平川委員 中央でそういう御方針をきめられるのは簡単であります。ふところへ入つて来るものには百円、二百円多くなつたり、少くなつたりするといふことが、起り得ると考へてもよろしうございませうか。

○武岡政府委員 各個人が受けます給手の額という問題につきましては、これは各地方団体がそれ／＼各自の条例によりましてきめることになつておりますから、財源計算とは一応別であると申してもよいと思ひます。と申しますことは、今回の措置によりまして、財源をこの基準によつて計算したといふことは、別にそのこと自身が各団体の給手をきめます、何と申しますか自主権と申しますか、これを別に拘束しておるわけではないのであります。まして、直接的に申しますならば、各団体がその自己の財力と申しますか、財源を考へて、給手をいかにきめられるかは各団体の任意である。従ひまして今回平衡交付金算定の基礎として、全体の財政需要額の測定なり、あるいは各個体に対する平衡交付金の配分の基礎としてこの数字をとるといふことと、各個人々々の給手の額がどうなるかといふことは、一応別の問題といふふうに考へていただきたいと思ひるのであります。

○平川委員 さいせんもしば／＼いろいろな方面からお話になりましたように、国家公務員の給手を機軸がとれておることが望ましいと言ひながら、一方においてそれは自由であるといふようなお言葉を出されては、結局迷つ、迷つた結果は財源があらばできるし、なければこれは出さないうことになりまふ。ことにこうはつきり地方公務員はもらひ過ぎであるから、千五百円アップはできないといふことが、各方面から言われて参りました。今苦しいのは、地方公共団体全部なんでありまふから、この低い方に従うのは当然だと思ふ。ところがたゞいま大蔵省の給手課長さんの方からお話があるように、個人々々については必ずしもそういうことでないといふことになれば、私はどうして別だとおつしやつても、全体としてやはりこれで率を算定をいたして、そういうところにはすくなくとも思ふのであります。それは私の杞憂でありましようか、どうでしょう。

○武岡政府委員 ちよつと私の説明の言葉が足りなかつたかと思ふのであります。もうほんまにさきに申し上げましたように、地方公務員の給手といふものを国家公務員の給手に近いものと申しますか、国の公務員の現実にあるところの基準をもととして、地方の公務員の給手をきめるというところが、全体の考へ方としては望まれると思ふのであります。現実に非常に格別な理由なくして国家公務員よりも高い給手を受けておるような公務員があり、また団体として考へましても、ある府県なりあるいは市町村におきまして、どうもいわゆる一般の基準から見ると給手が現実的に高いのではないか、やり

過ぎではないかと考へられるようなもの、これは一万余の団体のことでございしますから、あるいはあるかもしれないと言ふかと思ひます。その反面においてはまた財政その他の關係からいたしまして、国家公務員の基準によりまふすれば、もつと引上げていいやうな非常に低い基準でしか給手の支給のできておらないやうな団体もあるものであります。今回特にこういうやうな考へ方でもつて財源計算がなされております關係から、その財源計算の基礎となりまして、この機会に国家公務員の給手といふもの、この機会に国家公務員の基準に近いものに直していただく、それをわれ／＼としては希望せざるを得ないわけでありまふ。と申しますことは、地方財政委員会といたしまして、まだこれは具體的にきめておるわけではございませぬが、そういう趣旨のことを地方に對して要望するといひますれば、これは地方団体の財政調整という意味から、地方財政委員会として助言をすると思ひます。あるから、国家公務員に比して非常に高い給手の支給をいたしますと、財政的に何と申しますか、きゆうくつな状態になるといふことを助言する、こういう形でもつて各団体に對しましては、できるだけこの機会に国家公務員のベースに近いやうに、もし高い団体があつたらしく引下げていただくやうな措置が望ましい。かように考へておるわけでありまふ。

○平川委員 財政部長さんは、一体どういふわけで国家公務員以上に給手が上つたといふふうに、理解しておいで

になりませんか。どういふ理由で上つた
とお考えになつておるか。

○武岡政府委員 今私たちが持つてお
ります資料の限りにおきましては、
どこの団体が幾らいむゆる国家公務員
の基準より高いか低いというこに
つきましては、今お示しする確かな資
料を持つておりません。それで、ある
いは高い、あるいは安いということに
つきましては、さらに実態を見ました
上で、いろ／＼これは調査をいたさな
ければならぬかと思ひますが、いわゆ
る高いと言われる団体があつて、
しかも財源の關係からして、その高い
基準の給手を支給することが、財政運
営上無理であるというふうなものにつ
きましては、この際国家公務員並に引
下げることを望ましいのではないかと
いう程度に考えております。

○平川委員 私は今この点を資料をお持
ちになつておらなければ、これは配分
することは不可能だと思つておる。そ
こをお伺ひしておるのであります。ま
た御承知でもありましたが、ただい
まの給手で何円ベース、何円ベースと
言つておられますのは、現在のおりま
す者の給平均について政府は言つておら
れる。従つていわゆる長年勤続の職員
が多い団体は、自然平均の給手は多く
なつておる。新規の職員がどん／＼入
れかわるようなところは、低いところ
に納まつておるのは当然なんでありま
す。そこでいろいろ各官庁あるいは府
県あるいは市町村によつて違ひが出て
来る。實際具体的に言いますと、もら
い過ぎが起つておるといふことは個人
の問題であつて、總体の問題ではない
と私は思ふ。そうすれば三百七十五円
高いと言つておられます、これは全

体のわくとして引下げるものではな
い。ある個人については二階級くらい
落さなければいけない、あるものにつ
いては一階級飛ばさなければいけない
。こういうことによつてのみ正しく
調整できるのであります。私はそう考
えておる。ところがそれを今のように
平衡交付金を配分する場合の意見とし
て、大蔵省からかような数字が出て参
りまして、それを一律に全部引下げて
計算をせられて出したということにな
れば、非常な大きな間違いが出て来る
わけですから、私はそういうふうなこ
とを、どういふふうにして技術的におや
りになり得るかというところを實は心配を
しておるから、きよう出て来ていただ
いたのであります。今のように何も資
料をお持ちにならないといふことにな
れば、もうお話はできない。しかし一
体どういふふうにしておやりにならう
としておるか、ひとつ方針くらいは
あらうかと思ひますから、お聞きした
いのであります。

○武岡政府委員 私が考えております
のは、このやうなことなものであります。今
回地方財政委員会、交付金算定の基
礎として計算をいたしました地方財政
計画に盛り込まれた給手の額は、給手の基
準はさきに御説明申し上げましたよう
に、大蔵省の方でお調べになりました
地方公務員の給手の実態に関する調査
というものが、一応正しいものとい
うので、つまり一般職員については四
百六十二円高い、教員については三百
七十五円、また市町村職員については
五百七十六円高いといふことが事実で
あるとすれば、こうなるといふことを
前提にして計算をしておるわけであり
ます。そのことは提出をいたしました

意見書にも、註釈の中に入れておりま
すように、かように高いものとされて
おるので、それをもとにして計算され
ばかくなるというところで、計算してお
るわけでありまして、そこでそれを前提
にして今回のこの交付金の額も決定し
ていただくわけでありまして、大体
その配分基準としては、この給手をと
らざるを得ないわけでありまして、た
だしながらそれが御指摘のやうに実
態そのものであるかといふことにつ
きましては、はなはだ不正確なことを申
し上げるのであります。そこで実
際にはやつてみました上で、もしこの財
源計算といふものが非常に不足であ
る、給手の額といふものは、各地方団
体の給手の実態は、それほど高くない
ものであるといふことになりまされ
ば、この財源計算そのものが誤つてお
るわけでありまして、その場合には
そのもとになります財政需要の測定か
ら直さなければならぬと考へておるわ
けであります。そこで今回やりまし
たのはあくまでもかりにそういう基準を
前提として計算をしておりますから、
一応それを基準にして各地方公務員の
給手のあり方の目安として、国家公務
員に準ずるといふ一つの目安のもとに
給手の改訂を行ひまして、現実にやり
ましたものが、これ以上の財源を要す
るといふことになりまされば、それは
もとより特別な財源措置が、さらに必
要であるといふことになると思ふので
あります。その調整は今後行わなけれ
ばならぬと考へております。

○平川委員 大体何級何号の者が何名
以上になつたならば、それは減員しな
ければならぬといふやうに、ちやんと

各段階における給手を受ける人員をは
つきりきめて、政府が指令しておるな
らばけつこうなものであります。それを
しないで、そうしてやめる者は
どこのクラスからでもやめさせる。今
度の行政整理でも、局長とか、部長と
か、課長といふやうなものはやめはし
ない、たいてい給仕とか何とかいふ
ところがやめるといふやうなことになる
まいやう。そうすれば自然平均給とい
うものは高くなる。そういうやうな
ためなことをやつておつて、そうし
て最後の總計算をやつて、これだけが
もらい過ぎになつておるから、今度は
地財委ではこのやうに配分しろと
いうふうにして持つて来るのは政府が間違
つておると思ふ。私はそういうふう
に考へるのでありますから、ひとつお考
へになつて技術的に不可能だつたら、
これは放棄するのがよからう、地財委
は全然だめだといふやうにみなされる
のがよからうと思ふ。知事側も町村長
側も、国会における自由党も含めまし
て、この平衡交付金の足りないとい
ふことは、ちやんと認めておるのであ
りますから、地財委がただいまのやうな
点を考慮せられて、この面からも強
く、できなければできないといふ意
思表示をしていただきたいと思ふので
あります。

なほそれに関連して、将来も起りま
す問題として考へていただかなければ
ならぬ二、三のことがあるものであり
ます。きのう菅野副官長にお伺ひした
のであります。今度の勤務地指定につ
いては、特定の地域を指定せずに、官
公署の指定をすることになつておりま
す。ところがなるほどこれは国家公務
員のその役所に勤務しておる者だけ

に、地域給をつけるということである
から、地方公務員には一応關係がない
と言へるのであります。しかしその
精神を聞いてみますと、やはり今般地
指定にあるところから二キロ以内の
ところであつて、通勤者も、その通勤
しておる場所も大体同じやうな所であ
るということになつておる。そういう
ことです、實際問題としては経済的に
それほどの差のある所ではないと思
へるのであります。そうすればこの全
体の村とか町とかいふものを地域指定
をするのも、ある特殊な官庁を指定
したまふのも、實質的には同じだと思
うのであります。政治的には特にその
官署と同じ所にあります小学校である
とか、あるいは警察であるとかいふ
やうなところも、当然その地域給を要
して来るだらうと思ふのであります
が、これはまあ新たな問題になるか
と思ひますが、地方財政委員会とし
ては、そういう場合に、同じやうに官
公署指定を受けておりますやうな場所
について、地域給をつける御方針で進
まれるかどうか、御決定にはなつてお
らぬかもしれませんが、財務部長のお
考えを聞かしていただきたい。

○武岡政府委員 先ほども地域給の問
題につきまして御質問がございました
ので、一応の考へ方を申し上げたわ
けであります。今後の考へ方とい
しましては、やはり同じやうな——同
じやうなと申しまするか、地域差を設
けるといふ点につきましては、同じ
に考へて行きたいと思ひます。具
体的な事情につきましては、まだ十分
検討をいたしておりませんので、今後
さらに研究したいと思ひます。

第一類第二号

人事委員會議録第四号 昭和二十六年十一月十三日

すが、今の御質問の趣旨は、今度は官署指定ということが行われる、一つの地域の、この官署だけに地域給を手える、こういうことを指定することになるのです。そういう場合には、その地域に他の地方公務員がおるだろう、その地方公務員がそれに右へならえをしたい、こう考えた場合に、その地域給の財源については算定の基準にお入れになる用意ありやいなや、こういう御趣旨です。もう一べんお答え願いた

●武岡政府委員 私がお答え申し上げましたのは、あるいは考え違いがあつたかと存じますが、なおよく検討しました上で申し上げたいと思います。

●平川委員 今度の行政整理に關して退職手当は見込んであるのでありますか。

●武岡政府委員 今回行いました平衡交付金のいわゆる概算決定、これの基礎に用いました単位費用にはまだ採用してございせんが、今回の補正予算をいいただきました上で、いわゆる本決定——本決定と私どもの方で申し上げておりますが、十二月に最終決定をいたします。その際に単位費用を改正いたすわけでありまして、そのときに考慮いたしたいと思ひます。

●平川委員 大休政府のいつておりますのは、四月にやめる者は八割、六月は四割というやうなことが伝えられておるのでありますが、これはやはり同じやうにやられるおつもりでございませうか。それについて、財源は十分にあると考へておられるか。

●武岡政府委員 先ほど申し上げましたのは、二十七年度についてのお話でございまして、本年度の分として

は行政整理は前提にいたしてございせん。従ひまして、さきに申し上げましたやうに、今回の概算決定に使用した単位費用の中にも、その算定はいたしませんし、年度内の二十六年年度の平衡交付金の配分の基礎には考へておりませんから訂正いたします。

●平川委員 念のためにもう一度念を押しますが、結局現在きまつております百億圓と五十億圓の例の起債、そういうものすべてを含んで、その中には退職関係のものは何にもないというふう

に了承していいわけですね。

●武岡政府委員 御承知のように、自治体警察は今廃止になりますから、その分は考へておるのでございまして、それを除きましては算定の基礎にいたしてございせん。

●平川委員 この間地方公務員の行政整理の案を見ると、地方の教職員の一〇%というのが出ておるのです。話に聞きますと、何か六箇学級以下の学校では校長に学級を持たせようという案ださうです。これは直接地財委の方の關係しておることではないと思ひますが、私はそれについてひとつ御意見を聞きたいのでありますが、従来教職員について超勤勤務手当というものは出ていない。あるいは旅費というものはほとんど打ち切り旅費になつておる。十分に出てはいないのであります。ところがこの行政整理案が、かりに強行せられたとしたら、考へなければならぬことは、現在教員の出張というものは非常に多いのであります。それは単にいろいろの研究とか、あるいは組合とかいろいろの出るだけではない。地方事務所やら、県やらの方に出まして、いろいろ打合せだの何だのという

のがあるものであります。それは校長がやつておつて、日も夜も縫ひでおるやうな状況で、また地方の各種の公共団体のやつております行事には、必ず参加しておる。ことに社会教育関係のものは、本来の任務としてやつておるのであります。これらはなおおむね日曜であるとか、祭日であるとか、夜間であるとかにやられるのであります。そういうやうなあらゆる部面に手を出さなければならぬのは、六箇学級以下の学校の所在地であります町や村の、具體的な指導者として校長以外にはない。それが学級を持つてやるといふことになれば、自然勤務過重になる。もう絶対に地方事務所だの県だのに出張することもできない、放棄して行かなければならぬといふことになるのであります。私はこういうやうな実情は、十分御認識になつての上だと思ひのであります。この財政をあずかつておられる當局としては、ひとつこの際はつきりと、旅費とか超勤手当というものについて、どういふふうにお考へになつておるか、これは最初に人事院にお伺ひして、それから財務部長の御意見を聞きたいのであります。

●滝本政府委員 旅費等の問題になつて参りますと、これは人事院の所管外といふことになるのであります。われわれといたしましては、超勤手当のことが問題になるかと思ひますが、これは今朝ほども總裁から申し上げましたやうに、教育公務員の俸給表につきましては、目下懸命にわれわれ作定を急いでおるわけでありまして、教員が、たとえば児童の家庭を訪問いたしますとか、あるいは課外に何か研究のための会をいたしますとかい

うやうなことは、おおむねそういう勤務の中に入つておるのではないかと、いふに考へるのであります。こういうものに一々超勤をやるというやうな考へ方よりも、そういう勤務態度であるといふことを認識いたしまして、それに適応したやうな俸給表をつくるのがよろしいのではないかと考へておるのであります。そういうことはいづれ給手準則を御審議願ひます際に、教員の俸給表として出す予定でござい

ます。

●平川委員 地方財政委員会の方の御意見を、ひとつ聞いておきたいのでござい

●武岡政府委員 財政措置の問題になつておるわけですが、地方教職員の超勤勤務手当、これは前からいろいろ問題になつておるわけではござい

ますが、教職員の勤務につきましては、御承知の通り年数回の休暇等もございまして、一般の公務員とは大分その勤務の実態が違つておるわけではござい

●田中委員 今の資料は午後出るそうです。それでは午後二時まで休憩いたします。

す。地方財政委員会の方に対しましては、どこまでもさつきも申しましたやうに、今回のこの減額して増俸するという考へ方は、実施できないものと考へますから、ひとつ適當な方法がきまりましたら、この委員会を通じてお示しを願ひたいと思ひます。どういふふうにして適切にやるか。それから今の行政整理に關しまして、十分な財源措置をとられるやうに、一層努力していただきたいといふふうに考へます。なお研究いたして見た結果、もう少しお聞きしなければならぬことがあるかもしれせんから、それを保留して、この際ここで打ち切ります。

●田中委員 今の資料は午後出るそうです。それでは午後二時まで休憩いたします。

午後四時三十分開議

●田中委員 休憩前に引続き會議を開きます。

ただいまより昭和二十六年年度における国家公務員に対する年末手当の額の特別に關する法律案及び一般職の職員の給手に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑を継続いたします。松澤君

●松澤委員 年末手当の問題について、ちよつと関連していることがありますが、承りたいたと思ひますが、政府は年末手当を、ことしは〇・三だけをやつて〇・八にすることに決定されて、法律案が出ておるわけですが、これについて〇・三はどうか性質のものなのですか。人事院の勧告によりまして、年間一箇月の特別手当を計上し

て、六月に二部分、十二月に大部分と
いうことになっているのですが、これ
らの点を勘案せられてゐるのかどう
か、関連の問題がございまして、ち
よつと御質問申し上げます。

○審野政府委員 人事院の勧告により
ますと、国家公務員の年末特別手当
は、一箇月分といたしまして、それを
意見書によりまして六月と十二月にわ
けてやるようにということが、勧告さ
れてあるのでございますが、本年につ
きましては、六月はもうすでにござい
ませんし、十二月だけでありまして、
またこの一箇月の特別手当というの
は、民間の慣習等を見まして、おおよ
ね一箇月ということでありまして、こ
れをただちに恒久的の制度に取入れる
ということにつきましては、政府とい
たしましてなお検討を要するというよ
うに結論を得たのであります。遺憾な
がらこの一箇月を、今後ずつと制度と
して毎年六月、十二月にわけてやる
ということにつきましては、今回の改正
案にはとることができなかつたのであ
ります。さしあたり本年度におきまし
ては、〇・五箇月分を与えるというこ
とは、現行法からも明らかであります
が、それに加えて〇・三箇月分を
増給しようという案の趣旨につきまし
ては、本来この一箇月の平均給与千五
百円の増額ということでは、でき得れば
八月から勧告通り実施したかったた
のでございまして、いろいろの關係
上、これを八月から実施するというこ
とは、相当困難になつて参つたのでご
ざいます。そこで給与ベースの引上げ
は十月一日から施行することとしたし
まして、八、九の二箇月間のこの勧告
との違いを何らかの方法でもつて埋め

てやりたいという気持ちから、〇・三箇
月を増給することにいたしましたのであり
ます。すなわち一万円ベースに對しま
して〇・三箇月といふと、三千円
でございますが、これを二つに割りま
すと千五百円、ちよつと八、九の二
箇月のベース改訂を八月から実施して
埋めたいというふうな結果と同じ効果が
現われるのじやないか、かように考え
た次第であります。八月からは主食の
値上り等がありまして、その他物価改
訂等もありまして、どうしてもこの二
箇月間は、ほかの方法でも公務員の生
活給に増給したいという気持ちから、こ
の〇・三箇月を本年に限つて増給した
ような次第であります。

○松澤委員 この点につきまして、私
どもは人事院から勧告が出ましたとき
に、人事院の勧告では八月一日から切
りかへになるということ、もしベー
ス・アップになるならば、その差額は
当然政府の方で、何とか見るべきがほ
んどではないかということ、しば
しば官房長官にも申入れをしておつた
のであります。多少そういう意味を
考慮して行われたということを開きま
して、その点は了解いたします。しか
し私どもが現在一般民間の給与と比較
してみても、特に問題となつてゐる点
は、盆暮れの賞与だろつと思つたのであ
ります。この点は従来から官吏におきま
してもそういう制度がありまして、大
体現在では俸給そのものを問題にする
という形から、年末手当の問題は第二
次の考慮されておつたと思つたのであ
ります。そこで給与の問題全体を考え
てみても、私どもはまた民間給与
には大分懸隔がある。その上に年末手
当あるいはまた夏季手当という点を考

慮してみますと、そういう特別手当の
形で出るものが、国家公務員の場合に
非常に少ない、こういうふうな考へてい
るのであります。本年に限つて〇・
三ふやしたといふことは、今後やはり
政府としては年間を通じて半月分とい
うことを堅持されてゐるのか、あるいは
今回限り〇・五といふことであつて、
今後この問題については人事院の勧告
を尊重して年間一箇月、一部を六月に
大部分を十二月にという方針をお取入
れになるお考えであるか、将来のこと
について一応お伺いしたいと存するの
であります。

○審野政府委員 特別手当制度は、多
分に賞与的な色彩の多いものでござい
まして、政府も現在のように生活給的
な給与から、漸次能率給的な給与の色
彩を加味して行きたいという気持ちに
ついては、まつたく同感でございます。
しかしながら超過勤務手当である
か、あるいは奨励手当といつたやうな
制度とも総合的に考へまして、この問
題を解決したいと考へております。さ
しあたり本年度はそういうことでもつ
て、〇・五箇月のままにしておきまし
て、先ほどいつたやうな追加をいたし
ましたけれども、制度として人事院勧
告をそのまゝ受入れなかつたのであ
ります。なおこの点につきましては、
超過勤務手当あるいは現業における奨
励手当等と合せ考へまして、何とか結
論を得たい、かように考へておる次第
であります。

○松澤委員 聞くところによります
と、本年の夏、どういふ名目で出され
たのか、はつきりいたしません。夏
季手当的なものをお出しになつたのか
よりに聞いてゐるのであります。超

勤の一括払いというやうな形をおとり
になつたのか、これは全体としてどの
くらいの割合になりますか。その点おわ
かりでしたら、お知らせ願ひたいと思
ひます。

○審野政府委員 公務員の給与は、特
に法律でもつてきめてあるもの以外
は、出すことができないやうになつてお
りますので、特に夏季手当というや
うなものを支給したといふことは全然
ございません。しかし夏季のころ超過勤
務手当をまとめて支給したところはあ
ると聞いております。これは各省いろ
いろまち／＼でありまして、その省の
都合によりまして、従来支払いが滞
つておつたものを、一括してやつたと
いうやうなところがあつたことを聞い
ております。それがあたかも夏季手
当のごとき形に見えたといふやうなう
わさを聞いておりますが、夏季手当と
いつたやうな特別な手当を出したこと
はございません。従いましてそういう
特別な手当でないのをごさいまするか
ら、総額がどれくらいになるかとい
うことは、実は調べておらないやうな
のであります。

○松澤委員 政府としてはそう御答弁
になるのが、当然かと思ひます。けれ
ども、実際においては、夏季手当の形
で、超過勤務の一括支払いがあつたと
いふことを聞いてゐるのであります。
そういう余裕の財源があるならば、や
はり人事院の勧告のやうに、年間を通
じて一箇月といふことを法制化する方
が、支給を受ける方も、あるいは支給
する方も、非常に合法的であるし、今
後お考え願ひならば、そういうものを
正規の支給のわくの中に入れて出して
いただきたい、こう考へるのであります。

○審野政府委員 現在でも奨励手当と
いわれるやうな性質を持つてゐる給与
が多少ございまして、それは事実であ
ります。たとえば造幣庁とか、印刷庁の生
産奨励金であるとか、あるいは通産省
のアルコール工場の表彰金であるとか、
あるいは郵政省の貯蓄奨励手当、
または電気通信省の表彰施設費とい
つたやうなものがあるのをごさいます
が、このうち貯蓄奨励手当を除きまし
ては、ほかは全部支給対象が団体とな
つてゐるのであります。しかもその
額もまち／＼でありますし、貯蓄奨励
手当のごときは、特殊勤務手当に関
する政令に根據を持つてゐるわけ
でございまして、これらはいろいろ
沿革的にも長年の事情等がありまし
て、現在でもそのまま実行してゐるわ
けでございまして、今回人事院から
勧告を受けた奨励手当とは、いさ
さか違ふものでございまして、個人的
にやるものではないのをごさいます。
このたび奨励手当制度を、どうして採
用しなかつたかという理由につきまし
ては、政府といたしまして、この種

次にお伺ひしたいことは、奨励
給の問題でありまして、これはすでに
現場におきましては、奨励給なりある
いは他の名目において行われてゐる
と思ふのであります。今回の法律案に
おきましては、形式の上から奨励給と
いふものは出ておりません。しかし現
実にこれまで出ておりましたものに對
しては、やはり支給せられる、こう考
へるのであります。この奨励給の関
係と、従来奨励手当その他の名義で出
ておりましたものとの關係について、
どういふことになつておりますか、お
伺ひしたい。

○審野政府委員 現在でも奨励手当と
いわれるやうな性質を持つてゐる給与
が多少ございまして、それは事実であ
ります。たとえば造幣庁とか、印刷庁の生
産奨励金であるとか、あるいは通産省
のアルコール工場の表彰金であるとか、
あるいは郵政省の貯蓄奨励手当、
または電気通信省の表彰施設費とい
つたやうなものがあるのをごさいます
が、このうち貯蓄奨励手当を除きまし
ては、ほかは全部支給対象が団体とな
つてゐるのであります。しかもその
額もまち／＼でありますし、貯蓄奨励
手当のごときは、特殊勤務手当に関
する政令に根據を持つてゐるわけ
でございまして、これらはいろいろ
沿革的にも長年の事情等がありまし
て、現在でもそのまま実行してゐるわ
けでございまして、今回人事院から
勧告を受けた奨励手当とは、いさ
さか違ふものでございまして、個人的
にやるものではないのをごさいます。
このたび奨励手当制度を、どうして採
用しなかつたかという理由につきまし
ては、政府といたしまして、この種

の手段の制度の必要ということについては、十分認識しておきまして、いろいろ検討して参つたのでございまして、ただこれを現業官庁に採用するということになりますと、先ほどから問題がありまして、非現業のものとの関係を考えなければならぬと、給与全体に對して、一般的に能率給的な色彩を加えるということも、給与制度全体としては考えなければならぬというふうなことでありまして、かつまた現在の現業職員の給与につきましても、こういうふうな能率給的な、賞与的色彩の強い給与ということとは、前提としない仕組みになつておきま

るので、かた／＼いろいろなおこの問題につきましても、検討の余地があるように思われましたので、一応今回の改正案には採用しなかつたのであります。その点の事情をよく御存じの人事院も、先般の意見書の中には、この点だけは別に政令でもつて施行期日をきめて、一般の事項とは別な取扱ひをするように、意見の提出があつたのでございまして、政府は成案を得まして、予算の裏づけもできたときに、この奨励手当の案項を法文の中に入れたい、かように考えまして、今回は特に入れなかつたのでございまして。

○松澤委員 それでは現在検討中であるとお話でありますから、近い将来にこれを制度化いたしましたして、奨励手当なりあるいは奨励給というふうなもの、実は実現なさる御意思があるように承りましたが、成案を得るのはいづころで、実施されるのはいづころかというお見通しでもございまして伺いたい。

○香野政府委員 確定した予定というものは、立てられませんが、少くとも本年度は、ちよつと実施が困難だと思ひますが、来年度当初からというふうなことはできないかもしれませんが、できるだけ早く検討を終りまして、成案を得ましたならば、早い機会に国会に提出したい、こう考えておる次第であります。

○松澤委員 一応これで質問を留保しておきます。

○田中委員長 稲村君。

○稲村委員 まず人事院の方にお尋ねしたいのですが、人事院勧告の一万一千二百六十三円というベース勧告の中には、最近特に顕著になつて来た物価騰貴、ことに鉄道、郵便というふうなものはいざ知らず、大体において、米その他重要な物価騰貴がどれくらい生活の上にはね返るといふふうに見ておつたか、この点をちよつとお尋ねしたい。

「委員長退席、藤枝委員長代理着席」

○滝本政府委員 人事院が、去る八月に勧告をいたしましたときに使用いたしました資料は、これは人事院が勧告をいたしました際に、いつでも用いる方法でございまして、予想というふうなものはいれられないのであります。確定した事実のみに基きまして、俸給表を作成するということをやつております。従いまして、われ／＼は民間給与調査につきましても、本年五月分について、これは三月の調査でございまして、引直しまして、五月分で使つた。それから標準生計費につきましても、これは本年五月の実情に基きましてつくつたものを使つて、こういうことになつております。ただ勧告いたしましたのが八月に

なつておりまして、その時期におきましては、主食の改訂ということとは、もう確定的になつておりましたので、主食の値段の改訂だけはこれを織り込んで、こういうことになつております。

○稲村委員 そうしますと、こまかくなりませんが、主食の改訂が何パーセントくらい生計費の上にはね返るといふ計算であるのか、ちよつと……。

○滝本政府委員 パーセントのはつきりしたところを申し上げますのは、ちよつと時間をいただきますのであります。また、バスケットというもので、まず生計費の中の飲食物費を計算いたしておるのであります。そのマーケット・バスケットの中におきまして、飲食物費の中で主食の占める割合は、大体カロリーにおいて、半分以上になるといふ計算でございまして、その主食の値段を計算いたします際に、改訂した値段を用いた、こういうことになつております。

○稲村委員 そうしますと、その後労働者の生活の中には鉄道の運賃それから郵便料金、広い意味ではガス、電気などは相当大幅な値上げがなされております。それから郵便などというふうなものまで入れますと、東洋経済などを見ますと、大体三〇％くらいが現金の騰貴になるのではないかと、いふうなことを言つておるのであります。が、こういうふうなものは一万一千二百六十三円の中には、全然含まれていないということになりますと、人事院規則によつて、大体五％の生計費が上つた場合には、勧告せねばならぬことになつていふと思つたのですが、これに

なりまして、大体私たちが考えても、常識的にその後において、最近もつと上つて来ておると思うのであります。ので、いさういふうにきつと考へてみましても、人事院はさらにこのあとにいつごろこの勧告を出す準備をしていのかどうか、その点ちよつと……。

○滝本政府委員 先ほど申し上げましたように、人事院が計算いたしましたときには、その当時におきまして確定した資料に基きまして計算いたしました。ただし、それはその後の物価の値上り等も相当あるから、もうあの勧告は役に立たなくなつてゐるのではなからうか。すなわち国家公務員法の二十八条、情勢適応の原則に基きまして、人事院が俸給表を五％以上上げ下げする必要がある時期に達しているのではないかと、こういうふうな御質問だるうと思つたのであります。ところがわれわれの方で、これは推定になるわけでございますが、米麦の値段、それから電気、ガス、入浴料金、鉄道料金、郵便料金、水道料金、そのほかいろいろなものも値上りになる。もつともこの値上げは必ずしも八月から上つておるものばかりでもない。十月から上つておるものもあるわけでございます。そういうものが一体われ／＼が考へておる標準生計費の中におきまして、どのくらいの影響があるだろうかという計算をいたしております。これは概算でございまして、その概算によりまして、四・七％くらいから大体五％くらいの影響があるであろうといふふうな、われ／＼は見えておる次第であります。一方、今回は減税というところも、よほどはつきりして参りましたし、免

税点の引上げもございするし、これが収入階級なりあるいは扶養家族の数によりましてそれ／＼違ひするが、まず少くとも四％以上家計費の軽減になる、こういうふうに見えておる。かといふふうな考へておる次第でございまして、従いまして現在われ／＼が八月に行いました一万一千二百六十三円という勧告は、まだ／＼これは今すぐかえなければならぬといふふうな状況には、達していないといふふうな考へてゐる次第であります。

○稲村委員 それでは官房副長官にお尋ねしたいのですが、ここに今の減税の問題がございしましたが、たしか減税は政府の予定では総額として三百七億円の所得税の減税になるといふふうな言つておつたように考へるのです。が、そうしますと、自然増収が実は五百七十九億ですか、これは源泉所得税のむしろ自然増収をして見込まれておると思つたのです。そうしますと、この自然増収といふものは、これは別段課税をされるところの対象がふえたわけでもないと思ひますが、そうすると自然増収といふのは、大体所得の増加によるはね返り、こう解釈してよろしゅうございするかと。

○香野政府委員 さように考へていいと思ひます。

○雪野政府委員 減税と自然増収の關係は、非常にむづかしいのでござい

ますが、国民所得が全体としてふえますと、同じ制度を踏襲いたしまして、自然増収になるのは当然でございまして、減税といふ場合におきましては、制度を、現在の制度よりか、同じ所得ならば、減税するようにかえるわけでございますので、これを一般公務員について見まして、収入が多くなつて税金をよけい払うというのは、負担としてはいちつともさしつかえないのでありまして、ただ収入が動かないのに税金がよけいになるといふことが、負担増になると思ひます。今回は勤労所得者の、しかも少額の所得者について、多くの制度上の減税をやつております。収入がかりに一定であるとするならば、非常に少くなるわけでございます。かりに収入が多くなりまして、従来比率に比へますと、負担は軽くなる、かように考える次第であります。

○稲村委員 その点はずきり私にはのみ込めないので。私の言ふのは、源泉課税の自然増収が五百七十九億といふことになる、国民所得の中の他のいろいろな所得の増加と、よほど違ひまして、非常なわくの中にあるわけですね。それで同じ勤労大衆の源泉所得が三百七億減税になつて来ると、これは非常に簡単な算術計算ですけれども、二百七十二億といふものは、どうしても引上げ超過といふか、徴収超過になつて来る。そうすると、これは実質上において、個々の場合には非常に違つて来るかもしれないけれども、全体として見ると、むしろ勤労所得税を払つておる人間が、これだけよけいとられるの

で、實際上から言つて減税ではなくて、やはり自然増収といふものは、水増しだとか何とかいふことはできない問題です。これが普通の通り、たとえば申告所得や何かですと、水増しといふか、査定との相違といふやつで出て来ますけれども、勤労所得は査定の相違といふようなことが出て来ない。査定はきつちきまつてゐるのですから、それに対しての自然増収といふものと、それから減税といふものの差額といふものは、これは徴収超過でもつて、結局増収という形になりはせぬか、こういう私の質問なんです。

○雪野政府委員 従来源泉課税につきましては、ほとんど滞納といふものはないのでありまして、滞納しておる、つまり支払えないのを無理に徴収するといふことになりまして、仰せのように実質上の増収になることがあり得るのであります。源泉課税におきましては、ほとんどそういうことはないのでございまして、従ひまして、かりに自然増収の方が多くて、減税と目される部分が少くても、その増加額といふものは決して増税ではなくして、ただ勤労所得者の負担する税金が、収入の増加に伴つて多くなつたといふだけでありまして、これは収入と比べてその比率を考えないといふわけからいふのであります。結局におきましては、その額が多くなりまして、収入と比べてみまると、やはり減税になつておる、かように考える次第であります。

○稲村委員 そうしますと、ここに東洋経済で、大抵東京都の生計費調査でもつて出しているのがあるのですが、これによりまして、大抵のところ二万円以上でもつて家族四人の者で初め

て、現在のところ物価その他税金のはね返りといふものを考慮に入れると差引得になる。それから八千円以下が得になる。一万円以上から一万五千円までは大体においてどうかといふと、とても減税でもつてはね返り、それから物価騰貴とを吸収し得ないという結論が、十月二十日号の東洋経済新報に出てゐるのであります。こういうふうな点について政府の方では相当の異論が、それ／＼あろうと思ふのであります。こういうことに対する資料をお持ちでございまして、提供していただきたいと思ひます。

○雪野政府委員 ただいまお示しになつた調べは、おそろくこういうことだろつと思ひます。減税々々と言ひが、減税した額と一般物価の値上りとを、必ずしも減税によつてカバーできない。であるから収入が一定した場合におきましては、減税されても一般物価の値上りの方が多くて、それで負担が多くなる、こういう意味だろつと思ひます。これは一般的に申しましてそういうことは言えると思ふのでありまして、それがすなわち今回公務員の給手上げる一つの理由にもなるのでありまして、もしここに一般物価の値上りが、減税で完全にカバーされとすると、ならば、公務員の給手上げる必要はないのであります。それが差引いて、やはり値上りの方が多から、給手改訂といふ問題が起つて来る、かように考える次第であります。

○稲村委員 そうしますと、大体千五百円の増額といふものと、それから人事院の一万一千二百六十三円ベースとの間に、大体開きがまだ一千二百円くらいある。これは大分大幅の開きであ

りますが、こういう開きができて来ていると思ふのであります。この開きに關しまして、現在のところは約千五百円の値上げであるが、人事院勧告の一万一千二百六十三円といふことは、二千六百円の値上げになるのであります。これだけの大きな開きをこのままにしておいても、大体大丈夫だといふ政府の見解で、この千五百円といふのをきめたのですか。

○雪野政府委員 人事院勧告の一万一千二百六十三円といふベースは、昨日もお答えしたのであります。二級三号におきまします標準生計費におきまして、今回の政府の減税案の特徴であるところの少額の所得者の税の負担を軽くするといふ意味におきまして、免税点を引上げましたので、その点について非常な違ひが起つておるのでござい。すなわち十八歳の男子の独立の生計を営む者の生計費を、人事院の勧告では四千二百円としておるのでござい。ますが、政府はその後の物価の値上り、ことに主食以外たくさんいろいろなる値上りを見て、しかも減税の点でもつて、それを十分カバーして、しかも二百円の違ひが起るといふことを計算上明らかにしたのであります。四千二百円という標準生計費を基準にいたして、二百円の違ひが起りますので、一万一千二百六十三円といふベースは、二級三号といふ非常に低いところでもつて二百円といふ違ひが起りますので、その点は今回の国会に出しております減税といふことを考慮に入れて計算し直さなければならぬやないか、かように考えておる次第であります。今回千五百円平均給を引上げますことにつき

ましては、政府ははたしてこれが各級の公務員に對して、どういふ影響を与えるかといふことを十分検討いたしたたのであります。が、減税をいたしたために、一級三号とか各級のずつと標準の号の所得者について見ますと、手取りの増加額は最高は三割三分から、最低でも二割くらいになつております。しかもこれをその後の物価の値上り、主食、塩、電気、ガス、水道、交通、通信といつたような物価改訂をしたもの、及びそれによるその他の一般物価の値上りといふようなものを、全部生計費に引当ててみましても、手取りの増加額の方がずつと多いといふことになりまして、これだけ実質賃金は上つたといふふうに、計算上なつたのであります。従ひまして人事院の勧告より下まつたベース改訂ではござい。ますが、いろいろ／＼な値上りのもの、あるいは減税をあわせ考慮して計算いたしますと、これで十分物価の値上りはカバーでき、しかもそれに上まわる実質賃金の向上ができておる、こういう結論になつておる次第であります。

○稲村委員 どうもはつきりとわかりたいのは、減税々々、まるで玉手箱みたく、そこに出来るのであります。すけれども、この減税といふものが、それほどベースに大きな影響があるといふことは、私はどうも考えられな。い点がたくさんあるものであります。ことに物価の問題になりますと、これはエンゲル係数の計算から出て来なければならぬと思ふのであります。大体これまでの平年次のエンゲル係数は、昭和九、十、十一年の三箇年平均が三四％くらいであつたかと思ふので

ありますが、それが大体二十五年度の六月ころになりますと、大体五七%くらいになりつておる。昭和二十四年ころになりますとそれが六七%と、いろいろ大きなものになつておるのではありません。今年は、私は数字を持っておりませんが、エンゲル係数にいたしまして、よほど上昇して来ておるのではないかと。おそらく六〇%を越えておるのではないかと。こういうふうな考へるのです。ことにこれは常識だけのことでありますけれども、エンゲル係数は低所得者ほど大体高いものと、いふふうに考へられるのであります。従いまして、エンゲル係数が、とにかく六〇%以上になつておるという――

最近ことに米の値上り、その他食糧の値上りによつてふえておるというところが私はこの千五百四ベース・アップの中に計算されておるとは思へないのでございまして、こういう計算の基礎を、政府としてもしお持ちであつたら、全部提供していただきたい、こう考へております。

○農林政府委員 けさほどは御要求がございましたので、今つくりつづいてあります。各級別の、もちろんこれは扶養家族なんかの推定がございまして、影響及び手取りの増加額というような表を、後ほど提出したい、かように考へております。

○稲村委員 それから、先ほど国家公務員と地方公務員との給手の差が、非常に問題になつておりましたが、今大蔵省からまわされて来た地方公務員と、国家公務員との間の給手の差額の調査というのを見ますと、給手額は地方が多い、と政府では盛んに言つておりますが、特殊の勤務状態にありま

めに平均が多いというかつこうになつておりますが、道府県、それから市町村の公務員は、むしろ国家公務員より、よほど下まわつておるということですが、明確に表わされておると思ひます。しかも教員の場合になりますと、私も見るところでは、結局家族の数とか、勤続年数とかいろいろなもの、相当給手の中に数えられるので、それが高くなつておるというよりなこともあるのではないかと。こうなりますと、結局四百幾らか高いとか安いとか、いふのは水かけ論であつて、私たちかと言ふと、高いという議論が出て来ないのじやないかと思ひますので、その点に關する御意見を聞きたいと思ひます。

○農林政府委員 先ほど提出申し上げました地方公務員給手の実態調査に關する資料で、道府県の平均ベースが本年四月一日八千二百四十四、教員九千六百八十四、市町村八千三百三十九、この数字を提出したわけでございますが、これが国家公務員と比較して高くないじやないかという御質問でございます。同じ四月一日におきます国家公務員の基本給のベースを御参考までに申し上げますと、八千九百でございます。つまり、職員構成とか、地域構成が大体一致しておるものと見るならば、平均いたしまして千二百四ほど高くなつております。千二百四と申し

ますのは、都道府県の一般職の八千二百四十四、教育九千六百八十四、それから市町村の八千三百三十九、これを人員によつて加重平均いたしますと、九千二百二十四になるわけでございます。これに對しまして、国家公務員の総平均は八千九百でありますから、

その差約千二百四でございます。これは構成の見方がいろいろあるとは存じますが、それにしても、上つらの数字を見ただけでも、若干高いのではないかと。いろいろございまして、それでどうしてこの高いのかということ、大蔵省で個人別の給手実態をとりまして調査いたしましたわけでございます。この数は、もちろん時日の關係もございまして、費用の点も考へまして、百二十万の地方職員全数について、調査をとつたわけではございませんが、約七万人くらの人員の調査をとりまして、それを公務員であつたならばどのくらい、今の現給であらうか、それに対して現在のくらゐ受けておるか、その比較をとりまして、総体を平均してその差をとりまして、大體地方の方が

が高くなつております。全体を平均いたしますと、けさほどちよつと申し上げた数字でございますが、県、市町村合めまして四百六十五、高くなつておる、こういう結論が出たわけでございます。

○藤枝委員長代理 退席、委員長着席

○稲村委員 その調査の問題ですが、調査をするとき、ただこれだけではつきりわかりません。たとえばこれは県庁職員の課長以上全員のとき、係長、係員、教員、市役所の職員とか、市警察職員というふうなものをピックアップしてあるのであります。県庁職員と中央官庁の職員、課長以上になりまして、私たちが今日見ているのは、どうかという、非常に年をとつてゐる。長い間たき上げて来たものが多くて年をとつており、家族も非常に

多いという現状にあります。中央の官庁ですと、学校出の人間が、どうかという、素外若くてなつてゐる。私らが中央の官庁へたずねて行きますと、課長など私たちのまゝでおいかがのかのうちに若い。ところが県庁へ行きますと、われわれの年配とやや似た人がやつてゐる。こういうような点が非常に違つて来ているのであつて、そういうことはどうかという、家族の点、勤続年数という点からいつてほとんど比較にならない。係長あたりもやはりそうではないかと思ふのです。それから学校の先生もそうです。ことに市役所の職員や町役場なんかに至りまして、そういう人もおる。こういうような点で私たちが考へるのですが、初めて給手ベースというのを政府で調査して発表したときには、標準家族は二・三人という形でやつたと思ふのであります。今日の給手ベースの場合もやはり同じように二・三人という標準家族数でやられてゐるのか、またこの調査もそういう二・三人の標準家族に還元して計算してみたらどうか、その点お尋ねしてみたいと思ひます。

○農林政府委員 この調査内容の御説明が少し足りなかつたかと存じます。この個人別調査表は、ここに書いてあります。その調査表の内容といたしまして、職名とか学歴資格、勤続年数、給手額、過去の経歴、そういうものを一覽にいたしたものでございまして、これによつて調査いたしましたのは主として本俸でございます。扶養手当、勤務地手当、これはまた別といたしまして、給手の中の基本である本俸

が、どうなつてゐるかということ調査いたしましたわけでありまして、扶養手当、勤務地手当、これはもつとも別個の規定によつて、當然つて行く問題でございます。基本給の点におきまして公務員と地方公務員の差がどれだけあるか、これが一番重要な問題になると思ふわけでありまして、その場合に用ひました基準は、もしその地方公務員が最初から国家公務員として勤務しておつたならば、現在どれだけ俸給を受けてゐるであらうかということをお調べいたしました。この基準となりま

すのは、国家公務員の場合におきましますと、その初任給、昇給の規定、そういうものを適用して算定いたしましたわけでございます。先ほど年齢が高い人が地方には多いというお話でございまして、その点は十分私も存じておるのですが、国の場合におきまして、年齢というものはそれほど本給の要素にはなつておらないのでございまして、一応資格と勤続年数、これによつて大體の俸給の基準が定まつてゐるわけでありまして、国の場合におきまして、たとえば小学校を出られてから長いことたちまして、課長になられる方がおられます。その場合の給料は必ずしも地方並に高くはございせん。やはりそこには國としての一定の基準があるわけでございます。考へ方といたしまして、地方の公務員の給手の改善を、平衡交付金の中に算定いたします場合に、やはり國が平衡交付金としてその費用を見るわけでございますから、国家公務員と同じ立場であつたらうであらうという財源計算をするために、こうした調査をいたしたわけでございます。

○稻村委員 そうしますと、さつきあ
とに話しました標準家族数などは、ど
ういうふうになつていますか。

○岸本政府委員 これは一応こうした
七万名の人のついで、俸給がどれだけ
国家公務員と差があるかというのを
出しましたところ、四百六十五円とい
つた数字が出たわけでありました。扶
手当につきましては、国におきまして

も、扶養家族人員の多少によつて差が
あるわけでありました。地方公務員の場
合にも同様であらうと思ひます。その
場合に、国家公務員と同様な扶養手当
の支給規定でもらつたならば、どうな
るかと思ひます。これは俸給の高低
とは関係なく、自然に、客観的に定ま
つて来る問題であると考えております。

○稻村委員 給与というところ、たとえ
ば、そういう地域給も、扶養家族の手当
も、それから特殊勤務手当も全部含め
られて給与といつてゐるのですからし
て、そういうのは一定の標準家族なら
標準家族といふものに還元してみない
と、これはちよつとわれ／＼は比較す
ることができないのじやないかと思ひ
ます。それでやはりそういうふうな還
元した、たとえば標準家族に還元し
たら一体どれくらいになるかというこ
とがないと、はつきりしないというふ
うに考へて、そういう質問をしたので
すが、これは単なる機械的なというこ
とは言えないと思ひます。

○岸本政府委員 標準家族数に還元す
るという御質問の意味が、ちよつとは
つきり私も理解しにくがつたのでござ
います。つまり地方公務員の一人当
りの平均給与は幾らで、一人当りの平
均の扶養額は幾らであつたらいかと

いう、あるべき姿としての御質問でござ
いましたら、今度の調査とはまた若
干違つたのでございします。これは現在地
方公務員があるがままの姿を国家公
務員の姿にそのまま直して見たら、本
俸においてこれだけ高いという調査に
すぎないのであります。

○稻村委員 ここに出てゐるのは本俸
だけの問題ですか。

○岸本政府委員 さうであります。

○稻村委員 本俸だけということにな
りますと、われ／＼は、扶養手当それ
から勤務地手当、その他を含めて給与
ベースと普通言つてゐると思つてあり
ます。われ／＼が給与ベースを初め
て計算した場合にも、生活給という建
前からいへば、問題になりまして、
そのときに本俸はもちろん基礎であ
りますが、どつちかというところ、そのほ
かにいろいろあるところの給与を全部
総括して給与ベース、こういうふう
にわれ／＼は言つてゐると思つてあり
ます。ところが今日言われてゐる給与
ベースといふこと、最初われ／＼が
給与ベースと言ひ出したときとの間
に、どうも基準が違つて来てゐるの
ではないか、こういう気が私にはして
ならぬのであります。その点私は特
に質問してみたいと思ひます。

○岸本政府委員 私の言葉の行き違ひ
だつたと存じますが、差上げました資
料にございします八千二百四十四円ある
は九千六百八十四円といふのは、俸給と勤
務地手当、扶養手当を含めたところの
基本給のベースでございします。先ほど
これは俸給だけの数字であると申し上げ
まして、地方公務員が国家公務員に
比して四百六十五円高いと申し上げま
した数字は、これは俸給だけの計算で

ございします。その点、説明が不十分で
ございしたので、補うことにいたし
ます。

なお給与ベースの問題でございします
が、これはいろいろ意味がかわつてい
るじやないかというお話をございします
が、給与ベースといふのは、非常にわ
かつたやうでわからないものでござい
ますが、現在使つておられますのは、国
家公務員ないし地方公務員について申
しますならば、地方公務員の一人当り
の平均の給与額、ある時点を押えま
すれば、その時点における一人当り平均
支給されてゐる給与額、かような意味
に用いております。その給与ベースの
内容に入つて来る給与費目といひまし
ては、国家公務員の場合におきまし
ては俸給、扶養手当、勤務地手当及び
特殊勤務手当、これを含めて給与
ベースと申してあります。今四千五百
円引上げて一萬六千二百円と申しま
す場合の給与ベースには、その四つの
費目が入つてゐるわけでありました。こ
の給与ベースについて、国家公務員と
地方公務員とを比較いたします場合に
は、地方公務員の場合にも、特殊勤務
手当を入れなければならぬことは当
然でございします。この特殊勤務手当
と申します給与は、本来の性質上、実
際勤務したときには出さず、勤務しな
いときには出さず、危険な作業に従事
したときに出さず、従事しないときには出さ
ないといふやうに、これは本来、ど
ちらかと申しますと、そういう性格を多
分に持つておられますので、それを含め
たとところで、国と地方と比較すること
は、必ずしも適當ではないと存じまし
て、一応それをはずした俸給、勤務地
手当、扶養家族手当といふ基本給の

ベースだけで比較いたしましたので、ど
ちらが高いかを検討いたすわけでありま
すが、その中におきまして、扶養手
当は扶養家族数によつて、自然に定ま
つて来るわけでありました。妻子、自分
の両親で六十歳以上の両親でございま
すれば六千四百円、普通の扶養家族は四
千四百円といふ規定がございします。そ
れによつて、家族の多少によつて自然
に定まつて参ります。また勤務地手当
につきましても、大体国の場合の勤務地
手当支給地域区分が、地方にも準用さ
れておりました。二割五分の地区であ
れば、国、地方を問わず二割五分の勤
務地手当がつく、これもやはりある程
度機械的に定まつて来るわけでありま
す。そうなりますと、残る比較は、や
はり俸給であるといふことになるうか
と思ひます。

○稻村委員 その点はよくの上では
わかる。しかし私がそれをしつこく尋
ねて、給与ベースの上において差異が
あるといふことは、地方公務員はそこ
へ持つて来て、たとえは単に本俸だけ
の問題でなくて、私はこれを見ます
と全部含まれておるやうな感じがする
のであります。大体地方公務員に
は、先ほど言つたやうに年をとつてい
る人も多いし、また家族数が多いとい
うやうなことによつて、調査対象にな
つたものが、同じたとえば課長級なら
課長級でも非常に家族が多い、係長級
なら係長級でも非常に家族が多いとい
うために、給与が非常に多くなつてい
るといふやうな点があるのじやない
か、こういう質問だつたのです。

○岸本政府委員 そういふ意味でござ
いましたら、先ほど都道府県と市町村
全部平均いたしました九千二百円、こ
れに對して国家公務員が八千九百円であ
るといふことを申し上げましたが、確
かにその内訳をいたしまして、扶養手
当の点におきましては、国家公務員が
八百六十四円に對しまして、地方公務
員の場合は九百三十九円、約七十円ほ
ど高くなつております。しかしこの七
十四円高いのは、これは扶養家族が多
いから當然の数字でございまして、地
方公務員が国家公務員に比較して、ど
れだけ高いかというときには、それはも
ちろん當然そのまま認めて行くべき筋
合いの数字だと思ひます。この点にお
きまして地方公務員が国家公務員より
高いといふことを、私どもは申し上げ
ておるのではないのでございします。

○稻村委員 なお私がさつき言つたよ
うに、都道府県のもののが百円以上の相
違ひだといふが、これを見ると、扶養家
族その他のことを引いてみますと、大
体中央の職員と同じになつてしまふ。
それから町村もさう大きな相違ひでな
くなる。問題は教職員の給与が高いた
めに、地方は高くなつてゐる、という
ふうな結論になつて来る。そうしま
す、先ほど言つたやうに、中央と地方
との間に給与ベースがある程度同じよ
うにするといふことになると、私は教
職員には特殊ないろいろ関係があつ
て、こういうふうな給料がほかの者よ
り比較的高くなつてゐる。ことに都道
府県の方にありますと、技術的でない
い、ごく一般的の事務をして若い人々
がたぐさんある。ところが教職員は
ある一定の年齢がなければ、教職員と
して動かない、こういうやうなことが
あります。ある種の特殊な技術も
必要である。こういうやうなことから、
教職員が特にこういうふうになつて

ければならぬという自然の現象になつて来た。しかも政府の主張からいうと、これは一番高いものを削らねばならぬということになりますと、さつき数字の上から来る必然の結果は、政府の主張は、結局教員の給料は下げなければいかぬ、こういうふうな結論のようになり得る考えられます。ことに九千六百八十四というこの給与ベースで行くと、ほかの方は千五百円ということになりますれば、ほかは千五百円上げても、教員は千円しか上げなくともよろしい、こういう結論が出て来そうなのでありますが、この点さういふふうな結論になつてはいるのですが、どうですか、それをお聞かせ願いたい。

○岸本政府委員 これはおつしやいました通りでございます、都道府県の、あるいは地方団体の中で、教員の比率は約半分、六十万でございます、その給与が高いために一般の給与が高いために、この数字だけになるほどのもつともでございます。ただ私は先ほど申し上げるのを忘れたのでございますが、国家公務員の四月一日の給与ベースが八千九百円であると申しました場合に、これはやはり国の場合にも教員を含んでおります。国立大学の教員が主でございますが、教員を含んでおりますので、教員を抜きまして、その他の一般の事務あるいは現業職員といたしますと、大体七千八百二十三円という数字でございます、お手元に差上げた資料の、都道府県の一般あるいは市町村に比較いたしますと、三、四百円ずつ低いという数字になつてはいる次第でございます。従いまして教員のところだけを、特に八千九百円に對して飛び出ているから削ると

いう思想でありません。先ほど申し上げました四百六十五円高いという数字は、地方団体の給与ベース全体についての問題でございます。その中の教員が高過ぎるとか、あるいは都道府県が高過ぎるとか、市町村が高過ぎるとか、これは根本的に見ると、ベース改訂をやつた結果でなければ、どこが高い低いということはないと思われのであります。

もう一つの御質問でございました教員だけを切るのじやないかということでございますが、これは今度の平衡交付金に織り込みました財源計算の中身を簡単に申し上げます。県の教員につきましては、先般の七千九百八十一円ベースへの切りかえのときには、二千四百円を要してあります。その財源は今度の平衡交付金にそのまゝ見ることになつております。今度の千五百円ベース・アップ関係としては千二百五十円でございますが前回と今回とを合せて三千三百六十五円のベース改訂費を、教員の場合には見込むことになつております。これに對しまして県庁の職員に對しましては、やはりこの前とこれとを合せまして二千五百円という計算の上に立つて、財源計算をいたしております。市町村につきましても、同じくこの前と今回と合せて二千五百七十四という数字でございます。国家公務員の給与ベースは前回と今回と合せて二千五百円アップということで、大体見合ふ計算になつておる次第であります。

○稲村委員 そうしますと今度の地方財政平衡交付金の中には、前回のベース・アップと今度のベース・アップとの三千三百六十五円というものが確保

せられておる、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○岸本政府委員 教員の分につきましては特に申し上げます、三千三百六十五円でございますが、前回のベース・アップの際にすでに千円の手当をしてありますので、残りが二千三百六十五円という数字があるものと思つております。

○稲村委員 それはこの中に確保しておるわけですか。

○岸本政府委員 平衡交付金の財源計算の中に含まれております。

○稲村委員 しかし地方財政平衡交付金の中に、二千三百六十五円が含まれておるといふけれども、これは地方財政平衡交付金の財源に見込まれておつても、ほかがきつてゆくつであらば、これに手をつけられるというところは、当然考えられるわけですね。県の財政として手をつけられるというところを考へてみますと、これに對して大蔵省としては、ひもつきか何かのことを考へていられるわけですか、どうですか。

○岸本政府委員 大蔵省といたしましては、この平衡交付金の金額を、ただいままで申し上げましたような方法によりまして、財源計算をいたしたわけでありまして、これが実際の配分は、地方財政委員会がさらに考へることでございますし、さらに地方団体におきまして、それをどう今度の給与改訂に使うかということとは、各地方団体の御決定になることだと考へております。

○稲村委員 それでは地方財政委員会の方に聞きたいのですが、さつき言つたように、教員の給料に關して地方財政平衡交付金の中に見込まれた財源、

これを教員の給与を確保するために、どういふような万全の措置を講ずるといふふうにお考へになつておりますか。私は今日のように地方財政がきつてくつになつておると、これがたとい行つても、なか／＼地方公務員の方に入らないで、よそに使われる危険が大きい。地方財政平衡交付金の使用が非常に自由になつていゝ今日、そういうことが考へられるのであります、その点に關してどういふ方策をとつておられますか。

○萩田政府委員 平衡交付金の性質をいたしまして、一々ひもがついておるに、その使途について条件をつけることはできないのであります。ただ計算の基礎の上において、先ほど来のお話の地方公務員の給与引上げに要する経費は含まれておる。しかもこれはおわかりと思いますが、平衡交付金だけではなくして、税の自然増収とか、起債の増額とか、そういう一切の財源を見合ひ、また片一方歳出の方も給与のベース・アップだけでなく、公共事業費の増加とか、その他いろいろの今度追加になりました分を見込みまして、増加計上されておるのでありますから、一つ／＼について使途を指示するといふようなことは全然考へておりません。

○稲村委員 そうしますと、ひもがつかなくてもどうでもよろしいのですか、この財源が十分に給与の方にまわされるというだけの、地方財政の立場から考へて、そういうふうな確信を持ちは地方起債のわくの中に、また当初予算から今度の補正予算までの予算の中に、このベース・アップの財源が十分に地方自治体として確保できているとお思ひになつておるかどうか、この点をひとつ地方財政委員会の確信を聞きたい。

○萩田政府委員 これは先般委員会から国会に提出してあります意見書の通り、それだけのことを行ふといひましたも、大体百五十億の不足を来すといふ意見書を出してあるので、御承知と思ひます。従いまして、今のままで起債なり平衡交付金を配分いたしましたも、今申し述べましたような歳出を全部まかなうに足る財源がありませんから、相当地方が苦勞すると思ひます。その場合、しからばこちらの予定している歳出の何を削るかという問題は、地方の自由であります、おそろしく給与の問題につきましては、これは現実における職員の給与引上げでございますから、適正な引上げは、いかなるくふうをいたしましても優先的にやるものだろうと、今までの状況から見まして、われ／＼としましては、そういう見通しを持つております。

○稲村委員 地方財政委員会の見通しも、実に不安定な、確信のないような答弁でございますけれども、それはそれとしておきまして、もう一つ私お聞きしておきたいことは、今度の給与に關する法律の一部改正案の別表の点であります、企業官庁の職員に、これが適用されるということになつておるのであります。ところが聞くところによりまして、電通省関係でも、本省とか、地方通信局、それから通信部というふうなところの職員に、別表が適用されない、こういう話があるのです。私たちは、電通省でも、かつての通信

省のように、たとえば監督官庁的な色彩を相当強く持つている官庁であります。企業部面とそれから一般事務というものの区別がある程度できたと思うのでありますが、しかるに現在の電通省のように、まったく企業体になつてしまつておられます。これに従事している者は、大体において単なる事務関係でありまして、その事務が実は全部これは企業への協力態勢という形になつて来ている。これらの人々の能率いかなが、またその企業の成績にも非常に影響があると思つてゐます。午前中に聞いておりました、タイピストなどは企業官庁であつてもさうでないと言いますが、同じタイピストと申しましたが、たとえば単なる官庁の公文書をつつというだけでなくて、やはりタイピストも注文書も書けば、受取書も書く。それからまたいろいろ企業計画というやうなところまで入つて行かないと、さういふことまで一応その形式をのみ込まないと、タイピストの能率だつて、なかなかうまく上らぬというやうなことになるつて来ると思ひます。従いまし、それが純然たる企業体、たとえば国有鉄道であるとか、あるいは官庁のやうな形をとつてゐるけれども、電通省だとか、郵政省だとかいうやうな、かつての監督官庁的な性格を失つて、全然企業体の性格を持つて来ている以上は、これらのものを全部非現業でなく、現業と同じく、やはり別表が適用されるのがほんとうだと思つてゐるが、その点に関する御意見を伺いたしたいと思います。

○岸本政府委員 これは地方の場合の御質問だと思いますが、国の場合に、なぜ企業官庁職員の級別俸給表から、

タイピストをはずしたかという御質問にかへて、お答えしたいと思います。少くとも今度の企業官庁職員級別俸給表適用の目的は、企業体のために働く純粋の現業の第一線の職員を、救済すると申しますか、特別な待遇をしようということでございます。小使、守衛、タイピスト、あるいは給仕と申しますのは、これは一般官庁と性格は異ならないわけでありまして、タイピストにしても、それ／＼組織の実情をのみ込まなければならぬというものは、これはやはり同じであらうと存じます。特に第一線に立つ職員だけを適用範囲にするというふうなきめた次第でございます。

○稲村委員 タイピストとか小使といふのは、これは私が特にそれですらもさういふふうなことだと申したのですが、たとえば電通省の本省とか、ことに地方通信局、通信部というやうなところまで行きますと、特に事務を取扱つておる者も、単なる事務でなくて、営業事務だ、企業事務だというやうなことになるつて、一個の企業体の重要な構成員の一つになつていふやうなことが、さうしますと、これを非現業だからといつて、別表から除外されまして、現業との間にある程度の人事の交流をなさなければならぬ場合も、この企業体の中に起つて来ると思ふのであります。さういふやうな場合においても、やはり非常に支障を来すのではないかと、さういふふうな考えもあつたので、その点に一般のそれがやつてもやれる仕事だからといふやうなことでもつて、これは第一線以外の者は別表が適用されないのだ、こゝろ簡単に答弁してしまつと、私にはどうしてもふに落ち

ないものがある。私の言ふのは、先ほど言つたやうに、企業体の中にある非現業といふものは、これは重要な仕事についておればおるほど、現業との間に非常に密接な関係があつて、やはり一種の熱練といふか、さういふ特殊の関係がでるのじやないか。だから、これは企業体といふものでなければいゝのであります。企業体といふ以上は、さういふふうになつて来る方が当然じやないか、こゝろ質問なんぞでございます。

○岸本政府委員 なるほど企業体といふ性格を強調いたしますと、全般が企業体として上から下まですべて一色をもつて取扱ふのが、あるいは適當かと存じます。しかし現在の段階におきましては、企業体とは申しまして、国鉄、専売あたりとは違ひまして、まだ国家公務員のわくに属されておるわけでございます。国家公務員の中におきましては、性質上比較し得る限度にのみ、さういふやうなことをせざるを得ないかと思つてございまして、これは現在全体の企業体の職員が、まだ国家公務員であるという段階において、やむを得ない措置であると考えます。人事交流の点につきましても、確かに若干はさうした問題はあつたは起り得るかもしれませんが、今度の企業官庁職員級別俸給表の適用といふことは、一般的に申しますと、十級以下の職員でありまして、人事交流といふ問題は、さほど出て来ないのではないかと考えております。

○稲村委員 これは下級職員だから私は人事交流が、ことに企業体の場合非常に起り得るのではないかと申す。たとえば電話の方の事務の係の人間が、電報の方の係にかゝるといふやうなことは、これはしつちゆうあり得る。それから中央の通信部に在る人間が、遂には現業のたゞは主任といふふうなものにかゝつて行くといふことは、これはもう地方の下になればなるほど、下級官吏であればあるほど、さういふことがあり得る、さういふふうには私は考えておるわけです。それからもう一つは、現在の企業体が、企業体であるけれども、やはり国家公務員のわくの中にあるからといふのは、私にとつては、さういふふうな考え方をやつておつたのでは、なるほど国営事業といふものが、能率が上がらないといふやうな一つの批評を受けるのは當然ださうと思ふ。少くともある程度の能率を上げて行くためには、能率本位にものを考へて行けば、当然に私は企業体とそれから普通の官庁との行き方を、別に考へなければいかぬと思ふ。これはさういふ、事務当局の人に聞いても、実はさういふことは答弁がむづかしいかと思ひますが、私さう考へておるものであります。この点答弁は必要といたしませんけれども、私はあなたの方のやうなさういふ考え方が、どうも日本の今後の企業官庁といふもの、非現業的にして行くのではないかと、さういふふうな考へております。ことに電通省や郵政省あたりの従業員といふものは、一般郵便局とかあるいは電話局とかいふところに勤めてゐる事務員のような立場にある人は、私が見たところによりますと、特に給与といふ

か待遇が非常に悪いのです。その悪い中に、これは公務員のわくだからといふので、少しでもよくしてやらないといふことになりまして、やはり今後非常に問題がある、さういふふうには私は考へてゐるものであります。

○田中委員長 松澤君。

○松澤委員 先ほど地方財政平衡交付金のわくの中で、前回及び今回のベイス・アップができる財源が予定されてゐるというお話を聞いたのであります。そこでさういふ話を聞いたのであります。今、地方財政平衡交付金の増額があつたわけでありまして、しかし地財委の方からは、増額二百億という報告があつたと思つてゐる。そこで全体としては、四百三十八億の報告があつた、その内訳は地方債の百五十億、増額分の二百億、それから経費の節約八十八億三千七百万円、さういふものが一体となつて地財委の報告になつてゐると思つてゐる。そこでこの報告通り政府が十分に予算化しておらない、あるいはまた地方の節約分は別でございまして、政府としてめんどうを見なければならぬものが、まだ残つておるといふ場合におきまして、先ほど申しました地方公務員のベイス・アップといふものの財源が十分にあればどうか、もし中途半端な現在のやうな状態であれば、ベイス・アップの財源が十分ではないかといふ心配をするのであります。さういふ心配はいらぬものかどうか、その点ひとつお聞きしたいと思います。

○稲村政府委員 これは先ほど申し上げ

げましたように、ベース・アップの経費を見込みました上で、今お述べになられた程度の不足を来しておりますので、特にベース・アップの費用だけをどうというわけではありませんが、それを含めまして、地方財政がそれだけ圧縮されることになる、われわれは考えておるのであります。

○松澤委員 そうすると反対に考えますと、地財委の勧告がそのまま政府に受入れられないという場合には、地方の節約の分は別として、約束通りの政府の給与に準じた給与改訂はできない、財源が十分でないというふうに理解してよろしうございませうか。

○萩田政府委員 政府の定めております給与改訂を行うにつきましては、非常に困難を生じる、つまりそれだけの財源が不足いたしますから、どこかの分におきまして、それだけは圧縮しなければならぬという問題が起ると考えております。

○松澤委員 その場合やはり地財委では、勧告の末尾にありますように、大蔵省の計算いたしました地方公務員が高いという計算によりまして、引上げ計上されている分、すなわち府県一般職員に対しては九百七円、それから教育職員に対しては千三百二円、それから、市町村職員に対しては七百二十六円、こういう数字によつて引上げを行つという計画にはかわりがないのですか。

○萩田政府委員 その計画は一応歳出の中に入れておるわけでありまして、そういうことを行いますにつきまして、簡単に申し上げると、それは百五十億の金が不足しているという算計になります。

○松澤委員 この点につきましては、先ほどから稲村君がいろいろ質問をされているのであります、どうも私もにもまだ納得が行かないのであります。一例を申し上げてみましたが、たとえば私の知っているある都市では、給与改訂の問題につきまして、いろいろと理事者側と職員側と意見の一致点を見出すことができないで、たとえ昭和二十三年四月一日、二千九百二十円ベースに切りかえのときに、ある都市の市役所の職員は、四百円だけは増額しなければならぬという裁定があつたというのを聞いておるのであります、それを順次これまでの政府の切りかえに適用させて、今年の昭和二十六年一月一日七千九百八十一円ベースに切りかえる場合には、やはり一千六十六円というものが、高くならなければならぬという計算が出て来るわけでありまして、その根拠となりましたものは、結局におきまして、その都市の地方労働委員会の裁定に根拠があるものでありまして、これを順次各ベース切りかえにおいて、それを倍率をかけた参りますと、今年の一月一日で当然千六十六円というものは高くてもよいという計算が出て来るわけでありまして、こういう点を考えてみますと、必ずしも地方の理事者が職員に甘かつたために、今回の差額が出て来たものではなくて、やはりそれによつて来るところの法律的な根拠もあるというふうなことを考へておられますが、こういうそれぞれ根拠があつて、ベースが計算の上からいつて高くなつて行く。あるいは高く見えているというのを、今回はだかにして、先ほど申し上げましたような大蔵省の計算によるベース・アップをするというものは何か不合理のようないふことがありますが、そういう特殊の事情があるものを、やはり一律に大蔵省のような計算によつて処理しなければならぬものでありましようか。それらの事情は、やはり根拠のある数字であるので、そういう場合には、おいては、各都市の実情に即してベース・アップを処理して行くというふうなことを考へてもいいものでしょうか。これは大蔵省の給与課長及び地財委の萩田さんに御質問申し上げたいと思ひます。

○岸本政府委員 ただいま御例示になりましたような例、すなわち純粋に国家公務員の例にならつてやつたら、かえつて低かつたという例がある。これは地方団体によつては異なることと存じます。先般大蔵省で実施いたしました地方公務員の給与実態調査におきましても、すべてが国家公務員より高かつたという結論は出ていないのであります、提出せられた資料によつて判断する限り、国家公務員より低い地方団体もあるのをご存じます。そういうものを全部総合して相殺した結果、残りが四百五十円高かつたという結論が出たわけでございます。その数字を一応今回の平衡交付金の中の財政需要の測定の場合に差引いたというだけでございまして、今後これを地方公共団体に配分し、地方公共団体がそれをどう使うのかという問題は、別途の問題だらうと思ひます。

○萩田政府委員 御指摘になりました具体的な例を存じませんので、抽象論になります、いづれにいたしまして、現在の国家公務員についてきまつております基準によりまして、それぞ

れ現在々の地方職員につきましては、いかなる給与であるべきかというものを示しまして、それと差額のあるものにつきましては、この千五百円ベース・アップのとき差引く、こういう計算になつて、その平均が先ほど大蔵省側からおつしやいましたような数字になつております。従ひまして、個々の団体につきましては、必ずしも平均を全部適用するのではなく、今までの計算で国家公務員の基準以下のものにつきましては、問題はなく、このまま切りかえたいというところになります。

○松澤委員 そういたしますと、地財委といたしましては、そういう計算をなさることはあるいは立場上当然のことかと存じますけれども、もしベース・アップをするというときには、あるいは自治庁の關係になるかと思ひますが、結局高い分は切り捨てなければならぬという方針をおとりになるお考えでございませうか。あるいは地方財政の実情に即して、そこは適当に処理してもかまわないということになりますか。

○菅野政府委員 地方公務員の給与につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、平衡交付金をその他の財源措置の基礎計算をする場合に、給与につきまして、国家公務員の給与基準と照合してやつたというだけでございます。政府はその財源の計算の根拠については、十分これは地方公共団体に徹底させる必要があると思ひます。個々の地方公務員に対して、どういふ給与改訂をするのが至当であるとか、当然すべきであるとかい

うような指示は一切いたしておりません。またそういう権限もなければ、そういう考えも毛頭ないのであります。これは一に各地方公共団体の理事者の考えるところに従つて行われるのであります。現在の地方自治の本旨からいまして、政府がそういうことについて、とやかく申すということとは全然ございせん。

○松澤委員 ただいまの御答弁たいへんけっこうなんです、しかしいざ実際にこれを行うということになると、そういう高い給与をやつていふところは、地方財政平衡交付金をやらないとか何とかいふ、そういうからめ手からいふ／＼注文をつけられるのではないかと、いふことを心配いたしますが、そういうことはございせんか。

○菅野政府委員 地方財政平衡交付金は、平衡交付金法によりまして、一定の基準によりまして、歳入と歳出を計算して、その不足分を補うのであります、その不足のある限りやらないとか何とかいふことは言えないことになつております。従ひまして、その計算の根拠になつておる数字については、十分これは徹底するようにいたしたいと思ひますが、それだからといつて、それをやらないから、そのために平衡交付金をどうするとかいうようなことは、全然考へておりません。

○松澤委員 これはベースの場合にはちよつとわかりにくいのですが、かりにもし年末手当の場合を考へてみまして、ただいまの菅野副長官のお話を承りますと、この場合あらためて考へてみますと、政府としては〇・八月の年末手当を出すのだ。しかし政府が〇・八月出すからといつて、地方に対

しては、先ほどから御答弁申し上げておりますように、平衡交付金をその他の財源措置の基礎計算をする場合に、給与につきまして、国家公務員の給与基準と照合してやつたというだけでございます。政府はその財源の計算の根拠については、十分これは地方公共団体に徹底させる必要があると思ひます。個々の地方公務員に対して、どういふ給与改訂をするのが至当であるとか、当然すべきであるとかい

ふような指示は一切いたしておりません。またそういう権限もなければ、そういう考えも毛頭ないのであります。これは一に各地方公共団体の理事者の考えるところに従つて行われるのであります。現在の地方自治の本旨からいまして、政府がそういうことについて、とやかく申すということとは全然ございせん。

して〇・八月以上の年末手当を出してはいけないという指示は与えないつもりだ、それは自主的にまかせる、よしんば一箇月の年末手当を出しても、平衡交付金その他の関係においては別段出さないわけには行かない、こういうふうな解釈してよろしゅうございますか。

○審野政府委員 平衡交付金その他の財源の措置をする場合に、計算の根拠になる数字を示すという事は、それによつて給与の改訂をするなり、あるいは手当を出すなりということをして、政府は強く期待してゐることは事実であります。しかし現在の地方自治の建前からいいますと、これを阻止するとか、どうかという事はこれはできないのであります。自分の特有の財源によつて、いろ／＼するということとは、法律に違反しない限りは自由であると考えます。

○松澤委員 そうすれば、たとえば地方公共団体におきまして、節約等の方法によりまして財源が得られたといったしまして、かりに〇・八月の政府の基準を上まわるものがあつても、それに對してとやかく政府としては指示を与えたり、あるいは縛つたりはしない、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○審野政府委員 さようでございます。○岡田(春)委員 きょう手元に配付になりました資料で、簡単な点二、三伺いたいのですが、まず第一にAの調査対象官署という町村の中に、一つの県に一般場だけを選んでいる。これを選んだのは一体どこを選んだのか。それから何の個人別調査、この係長の場合、一課につき三名、その他事務系統それ／＼がビ

ックアップしてゐるようになってゐるのですが、これは一体どこで選んだのか、それからどういう根拠で選んだのか、この点伺いたいと思ひます。

○岸本政府委員 この町村の選び方と職員の出た方法は、すべて当該地方公共団体におまかせいたしました。その場合にも特に作爲を加えないで、無作爲で出していただき、特に職員につきましては、よ過ぎるものとか、高過ぎるものとか、そういうことをしないで、無作爲にひとつ選び出していただくというところをお願いしてやつたわけでありませう。

○岡田(春)委員 一応無作爲で、地方公共団体にまかせておくという事なのですが、そうすると、個人別調査の場合には、課長以上が全員調査の対象になり、係長の場合あるいはそれ以下の係員の場合には、ことさらに三名を選んでは無作爲でやつたということになる、その無作爲の中には、最低あるいは下級の職員は、この場合含んでおらない場合も出て来るだろうと思ひますが、こういう点についてはいかがでありますか。

○岸本政府委員 それは最低の者ばかりをとりますとそういう問題も起るだろうと思ひますが、そうした特別の作爲はなしに出して来たものでございませうから、これは地方公共団体全体として見ました場合には、別段の支障はないかと思ひます。

○岡田(春)委員 先ほど申し上げたように、課長以上の場合には、全員が調査の対象になり、係長あるいは係員、いわゆる下級官吏の場合には、ことさらに無作爲の方法によつても、一応ビック・アップした調査の対象を選んでいる

わけですが、こうなつて来ますと、全体としての給与ベースの方向というものは、課長以上の全員にウェイトがかかつて来るということにはなりませうか。

○岸本政府委員 それは今回の調査を行いますときに、でき得れば百二十万の地方公務員全般について行えばよかつたのであります。これは調査の費用、人員、時日等の関係で、とうてい許されないので、一応ここにあげましたような抽出割合で選んだわけでございます。課長以上特に全員をとりましたの、課長以上は、特に地方公共団体の方は、経歴の変動的な方が課長以上には多いのであります。変則と申しましては語弊がありますが、国家公務員の場合と相当異なる場合が多いのであります。その国家公務員と比較の対象にならないような課長ばかりをたくさん出して来られても困りますので、一応全員とつておけば、そのうちで国家公務員と純粋に比較の対象にできるものも相当出て来る、そういう意味で全員とつたわけでありませう。

○岡田(春)委員 そうすると課長以上の場合は全員をとつて、その中で国家公務員としての対照上、不適格であるというものは除いておる。この調査の対照計数を算出したします場合において、除いておるということになるわけでありませうか。

○岸本政府委員 課長以上の職員につきましては、全体の構成比といたしまして、非常に僅少でございますので、公務員と対照にならないものは除きまして、さほどの支障はないと存じまして、経歴があまりにも公務員と比較できないものは除いております。

○岡田(春)委員 それからもう一つ問題、地方公共団体に無作爲の原則によつてビック・アップをさせておるといふことになりませうと、たとえば県庁職員の場合においても、その官庁におけるそれ／＼の主観によつて、数字が出されて来るものが考えられるのであります。さういふ点、あるいはまた先ほどお話のような計数の計算方法で行くと、必ずしも下に出て参ります八千百二十四円その他の数字というものが、正確に地方公共団体の給与の実態を現わすものとは考えられないではないか。こういうふうに考えられます。むしろその趨勢を一応明らかにしたものであつて、その実態を明らかにしたものではないと思ひますが、いかがです

か。

○岸本政府委員 第一の点につきましては、各地方公共団体から無作爲で出して来りました場合に、各地方公共団体によりまして、あるいは作爲を加えておるところもあるかもしれません。しかしながらこれを全体の地方公共団体百二十万の職員の全体の趨勢として見ます場合には、全部寄せ集めて使えらうという確信のもとにいたしましたわけでございます。それからもう一つ、二にございませう数字でございますが、これは四月一日現在におきます基本給月額の実際の数字でございます。

○岡田(春)委員 私も実はあとから来たんで、まだ資料を見ていない点もあるのですが、今のお話を伺つておると、第二のこの数字というのは実際の数字であつて、上に書いてある一とは全然関連がない、こういうお話ですか。

○岸本政府委員 実は話が先ほどから

ベースの問題と、幾ら高いかという問題と二つあるのでございまして、ここに出ております資料は、現実のベースだけの問題でございまして、幾ら高いかという資料は、この個人別調査表によつて出してございまして、その数字はこの提出いたしました資料には上つておらないわけでございます。

○岡田(春)委員 そうすると、この二つというのはこれは実態調査に基いて、全国的な全員に基く数字として出て来ておるわけですか。

○岸本政府委員 これは対象といたしましては全員を目的としたのでございませうが、出て参つた資料、たとえば東京、大阪あたりは集まりませんで、このベースの資料として出て来た人員は総体で八十五万人でございませう。

○岡田(春)委員 何パーセントになりますか。

○岸本政府委員 大体七割強でございませう。

○岡田(春)委員 そうすると、そのあ

と教員、市町村の職員、これも大体何パーセントくらいになるか、ついでに……。

○岸本政府委員 ただいまの七割強と申しましたのは、これは一般教員、都道府県と市町村の職員、全部ひつくるめた総数でございませう。

○岡田(春)委員 その内訳はわかりませうか。

○岸本政府委員 教員が四十五万でございませう。端数は落して万単位で申し上げます。県庁その他の職員が十九万でございませう。市町村の職員が約二十一万でございませう。

○岡田(春)委員 これだけで終ります

が、この四十五万、十九万、二十一万のそれ／＼の地方公共団体の職員の比率をちよつと伺いたい。

○岸本政府委員 現在計算しておりません。

○岡田(春)委員 それでは明日でもけっこうです。

○田中委員長 それでは明日は午前十時より十三委員室で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

昭和二十六年十一月二十四日印刷

昭和二十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所